

電力国家管理と宇治川電気： 経営者・林安繁と株主 の対話

加藤，健太
高崎経済大学：教授

<https://doi.org/10.15017/2244496>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 34, pp.1-35, 2019-03-15. 九州大学附属図書館付設
記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】電力国家管理と宇治川電気

—— 経営者・林安繁と株主の対話 ——

加藤健太

一 課題と対象

本稿の課題は、宇治川電気を題材にして、株主が電力国家管理に対して自らの利害をいかなる論理を用いて主張したのか、それに対し経営者・林安繁はどのように応答したのかという点に検討を加えることである。

電力国家管理は、経済史家・経営史家の関心を集める出来事であつたように思われる。その結果、政策過程に関わる史実^①はかなり詳らかになり、通信官僚や電力業経営者のスタンスと多様な対立の構図^②、日本発送電を軸とした国家管理体制下における電力企業の経営行動やパフォーマン^③スなども解明が進んだ。しかし、これらの研究の中で、株主はほとんど忘れられた存在であつた。各地方の電気事業史も、電気事業者の対応や経営者の見解に紙幅を割いたのとは対照的に、株主の言動に触れることは極めて稀であつた^④。

その中であつて、『関東の電気事業と東京電力』は、東京電灯の「株主がその立場から国家管理に反対の意思を表明した痕跡は見いだせない」

とし、電力業経営者（東邦電力社長）の松永安左エ門という「特殊な立場」にあつた大株主を除くと、個人としては筆頭株主であつた岩崎久弥をはじめ、「他の大株主も機関として意思表示を行ったことはない」と記した^⑤。また、『関西地方電気事業百年史』は、一九三六年八月一八日に開催された宇治川電気の臨時株主総会後の株主協議会で、林が通信省案を批判したことを受けて、「数人の株主が反対意見を述べた」ことと「林社長の意見に賛成之れを支持して、電力民有国営案に反対する旨を決議した」ことに言及した^⑥。

しかし、株主がいかなる利害に基づいて、どのような主張を展開したのかは十分に明らかにされたとはいえない。電力国家管理が所有権の強制的な変更という株主利害に直結する問題であつたにもかかわらず、その主張のあり方はこれまで光を当てられてこなかったのである。それは、政府・企業間関係という視点で『統制』を論じる際に、企業を企業家な^⑦いし経営者と同一視する傾向が強かつたことに起因すると考えられる。

以上の研究史を踏まえて、本稿では、宇治川電気を対象に、株主の利

害とその主張、それらに対する経営者の応答という視点から電力国家管理の再検討を試みたい。その際、『関西地方電気事業百年史』も取り上げた株主協議会に関しては、「速記録」の利用により、株主の具体的な発言を分析する。

二 電力統制・電力国営問題と林安繁

(一) 研究史の整理

林安繁の電力統制構想に関して、橘川（一九九五）は、林が一九二六年に「一連の論文で、卸売会社の国営化と小売会社の民営継続を主張した」こと、一九三一年にはそうした主張を明確にしなくなり、電力統制会議において、北海道、東北、関東、中京、関西、中国、四国、九州の各地方の電力企業を一家に統合する「地方的合同論に立脚」した新しい提案を行ったこと、しかし、電力過剰問題を過小評価し、関西地域の「地方的合同」には消極的であったこと、そして、電力連盟の結成によって業界の安定化が図られると考え、電力統制に対する「問題意識を希薄化させていった」こと、を明らかにした。⁸⁾

『関西地方電気事業百年史』は、電力国家管理に対する関西地方の電気事業者が、林（と池尾芳蔵）の「リーダーシップに引張られて総じて反対」の態度を示したと述べてその影響力を高く評価した。そして、林自身の反対論については、『電力民有国営問題』（一九三六年）を用いて、「①電力国営問題は単なる電気の統制ではなく、その背後に思想問題（国家社会主義）が控えていると思われる、②この案には、相手の承諾を得ないで物を取り上げ、貸すほうの意見を聞かないで借手が一方的に決め

る借賃で物を借り上げるという、法律並びに経済観念からみて相当の無理がある、③これまでの鉄道国有、製鉄合同、通信社合併の例に徴しても、国家統制を強化しても料金が低下するとは考えにくい」という三点を紹介している。⁹⁾

次項では、これらの研究を踏まえつつ、一九三六年八月発行の『何故に電力国営を必要とするか？』（「再び電気国営問題に就て」）を利用して、林の電力国営問題に対するスタンスに新たな知見を付け加えたい。

(二) 「再び電気国営問題に就て」

この一文は、①電気国営論は国家社会主義に出發？、②財界への影響は想像以上に重大、③権威ある学者は悉く反対説を公表、④私営事業排除は机上空論的誤謬、⑤大所高所より識者は批判せよ、の五項目から構成されており、『何故に電力国営を必要とするか？』の第四部として収録された。¹⁰⁾

注目すべきは第一に、株主の利害に配慮を見せた点である。たとえば、①において、林は、「国家社会主義」と統制経済を明確に区分しつつ、後者の目的を自由主義ないし資本主義のもつ有益かつ有意義な長所を十分に發揮させるとともに、それらの「有害な短所」を抑制することに設定する。つまり、統制経済の目的は自由主義ないし資本主義を「ぶっ潰す事」にあるわけではない。翻って、政府の国営案は、自由主義ないし資本主義を「打倒する案」であり、とくに電力設備の買上げは、「日本の産業の機構」に大きな変化をもたらすにもかかわらず、「利害関係の最も密接なる株主は、一言も意見を挿さむ事の出来ない、極めて専制的な案」になっている。仮に、政府案が実施された場合、株主は法律で与えられた権利

を喪失する。こうした政策は、「国家の大非常時で、国家総動員の時ならいざ知らず、今日の場合に於てなすべきことではない」と思う。したがって、政府案は「統制経済の仮面を被った国家社会主義から出て居る」と言われても仕方ない。

さらに林は②の中で、電力国営論の発表にともなう株式市場の混乱を取り上げ、「国民」が株価の下落によって六億円もの巨額の損失を被ると同時に「恐怖」を味わったことに批判の矛先を向けた。そして、「政府筋の某氏」は「国民中の少数の株主が困る位は国策の前には何物でもない」旨の発言をしたが、この暴落がどのくらい「小投資家を困らせたか」「経済界に悪影響をもたらしたか」「天下の投資家諸君よ、諸君を無視した某氏の所論をなんと考へるか、蓋し軽々に看過すべき小問題ではあるまい」と訴えた¹¹⁾。

第二に、小島精一や高橋亀吉(③)、ナチス・ドイツで経済相を務めたヤルマール・シャハト(④)の議論を借用して批判を展開したことに目を向けた。たとえば、小島は「電力国営案の批判と統制私案の提唱」の中で、電力国営問題を単に電力のみに限定して理解すべきではなく、「イデオロギー的な革新的な考へ方から出発して居る根柢の深い主義」に基づいており、たまたま電力業が具体的な課題に取り上げられたにすぎないと考えるべきであると論じていた。林はこの見解を「吾々も同様の見方をせねばならぬ」とし、電気事業者だから反対するのではなく、「国家的見地」あるいは「大所高所」から検討しなければならないと力説した。また、シャハトからは「生産の発展、国力の充実は組織、制度機構の問題ではない。仕事の挙ると否とは人に在る」というメッセージを受けて取り、ナチス・ドイツのように「独裁政治の最も極端なる国家」でこ

うした「公平なる意見」を主張し、かつ実行する彼から学ぶことは多いと述べた¹²⁾。

このように電力に限定しない問題の捉え方は、⑤で全面的に展開された。すなわち、「今や電気国営問題は単なる電気の問題に非ず、又電気事業者の私的利害問題にも非ず、経済機構の激変に対し国民全体が関心を以て十分に検討すべき必要ある大問題である。賛成論者は堂々とその所信を公にして可なり、反対論者も亦何の遠慮が要ろうか、賛否意見を闘はずところに良案が生れるのである」と¹³⁾。

林は、賛否を問わず、活発な議論を通して、電力国営を国民レベルで考えるべき問題と認識していた。しかし、この一文は電気事業のあり方に関する具体的な批判というよりも、焦点は国営問題を考える際の《主義》ないし《思想》に合わせられたのである。

その理由としては、林が当時、具体的な電力統制案を持ち合わせていなかったことを指摘できる。彼は一九三六年七月八日付の『大阪毎日新聞』において、次のような「折衷案」を提起するにとどまった。すなわち、①「差当り、未開発水力電気」を「特殊会社」に経営させて電力の卸売事業に従事させる、②次いで、大蔵省に承認を要請しながら外債の償還を速やかに進め、償還を終えた企業から順に発電所を先の「特殊発電会社」に収める、③同時に、各地の「共同火力」を「特殊会社」に合併する、④そして、「特殊会社」による発電設備の集約と開発を通じ、低廉な電力が供給(卸売)されれば、電力統制は実を挙げることができる、と考えていた¹⁴⁾。

以上のように、林は漸進的な統制を「折衷案」と呼んでメディアを介して発信したのである。しかし、その内容は十分な考察に基づくものと

はいえなかった（後述）。

三 「電力国家管理要綱」と株主

(一) 林安繁の報告

宇治川電気は一九三六年一月二四日の第六〇回定時株主総会の終了後、「電力国営問題に関する株主懇談会」（株主懇談会）を開催した。この懇談会はメディアが開催を報じるレベルで注目された動きであった。¹⁵ その座長を務めた林安繁は、「電力国営問題」の経過を簡単に報告した後、「大体どう云ふ状態になって居るか」を承知してもらうことが株主懇談会の目的と述べて、口火を切った。このタイミングは一九三六年一月二〇日の「電力国家管理要綱」（「要綱」）の閣議決定を受けたものであった。「要綱」について、林は、電力業界および財界の反発を緩和するために、多少の変更をしたものの、同年七月三日に頼母木桂吉通信大臣が閣議に提出した「電力国策要綱」と全体的に「殆ど変りのない」内容との認識を示した。その理由として、「要綱」の「本旨」が、巨額の資本が投下された電気事業を買収して「国有」化することは困難なため、「政府が金を出さないで既設事業者の設備を取り上げ」ることに求められる点¹⁶をあげた。

具体的な批判は、「電力国家管理要綱」のうち「電力国家管理案ノ内容」の第一項に掲げられた「政府ハ電力ヲ管理シ其ノ中発送電事業ヲ国営シ、之ニ必要ナル設備ハ特殊ノ設備会社ヲシテ提供セシム」という点に向けられた。ここで「特殊ノ設備会社」は、適正な評価に基づく既存の発送電設備の現物出資資産総額を資本金とする「日本電力設備株式会

社」を指し、その金額は二〇億円とされた。¹⁷

林はまず、二〇億円の資本金について、五〇円払込の株式で四〇〇〇万株も放出された場合、「株式市場を圧迫することになりはしないか」「公債の増発よりも弊害が多いぢやないか」と懸念を示す。次に、この資本額で新会社を設立する場合、印紙税、「財産取得税」および「附加税」を合計した一五〇〇万円もの「無駄な金」が必要になることを問題視した。その際、彼は一五〇〇万円の資金を投じれば、一五万kW規模の火力発電所、あるいは五万kW規模の水力発電所、しかも「最新式の有力なる発電所」を建設でき、それが産業発展に寄与することを強調した。と同時に、各種税金として歳入に当てられることを「空に消えてしまふ」「何にも働かない金になってしまふ」と批判した。さらに、巨額の外債を発行してきた五大電力の設備の現物出資が、国際関係から見て「相当に困難な問題」を引き起こす可能性を指摘した。¹⁸ 林は、法案通過に関する私見を述べたうえで、次のように報告を締めた。

史料 1¹⁹

私共は依然として此案が国家の前途の為に不利益であると云ふ風に考へまして、此後も尚私共は手段の尽せるだけは極めて純真なる態度を以て、真面目なる態度を以て反対を継続致し、何とかして是が正しい方向に、正しい軌道に乗るやうに致したいと云ふことを考へて居るのであります。

政府に反抗するわけではなく、あくまでも国家的な見地に立って反対を唱え続けることを株主に宣言したのである。

(二) 株主の発言と林安繁の応答

株主の発言 I

林安繁の報告を受けて、柴田永三郎²⁰と名和金次郎という二名の株主が質問ないし意見を述べた。このうち柴田は、電力民有国営論に対して「最初より反対意見を有し」、一九三六年六月二七日の大同電力定時株主総会で「反対の第一幕を挙げた」京都市在住の株主であった。²¹

柴田はまず、新会社の設立に要する一五〇〇万円を「無駄な費用」と断言して林に同調する。そのうえで、新聞報道を根拠にしつつ、政府による配当保証に疑いの目を向けた。すなわち、新設会社の配当を最低四分、最高六分に設定し、前者を保証するという内容に関して、いつまで保証してもらえるのか、新設会社がコストの膨張などにより四分の配当をできない場合、政府は不足分を補填してくれるのか、仮に補填するとして、そこに税金を投入することは「大撞着」にはならないのか。これが配当保証に関する柴田の疑問である。加えて、現時点で六分の配当を受け取っていた彼は、増配に期待を寄せていた。したがって、政府が保証するという「此怪しい四朱に甘んずることは到底出来ない、のみならず此四朱が頗る怪しい」と不信感を露わにしたのである。²²

柴田は、「私共は信念を固めて斯様な不利益な案には極力反対せざるを得ぬ」と明言し、「甚だ言過ぎた言葉かも知れませぬ」と断りを入れつつ次の要求をする。すなわち、政府が具体案を提示したのだから、五大電力の経営陣も一致団結して「反駁の案」(代案)をすぐにでも準備すべきであるにもかかわらず、そうした動きを耳にしない。それゆえ、「甚だ言ひ過ぎて居るかは分りませぬけれども」、理由を明確にして「電力国家管理要綱」への反対の姿勢を表明することを希望する、と。そして、彼は

「まだ申上げたい事もありまするが、私は先づ此辺で止めて置きます」と含みを持たせてひとまず、発言を終えた。²³

もう一人の株主(名和)の発言を挟んで、柴田は新設会社の株式買上げの実現可能性に疑問を呈した。具体的には次のような指摘である。仮に二〇億円の資本金に対応する株式をすべて買い上げる場合、その資金は払込資本金の三倍まで認められた社債(六〇億円)を発行して調達される²⁴と考えられる。しかし、この規模の社債を市場は消化できるのか。彼は、株主の希望に応じて政府が新設会社の株式を買い上げることで反対意見を抑えようとする行為を「インチキ」に等しい事」と厳しく批判し、さらに、「是がもう不合理だと云ふことは明かになって居る、(中略)是は法律の上から見ても、事実の上から見ても、亦経済界の上から見ても、何れの方面から見ても無理がある」と断じたのである。²⁵

名和金次郎は柴田とは異なる視点から林に質問した。彼はまず、上記の政府による新設会社の株式買上げについて、株主に保有の継統と売却のいずれかの選択を委ねることは「ある意味に於て自由を与へて居る」と思うと述べて、実現可能性に否定的な柴田とは異なる立場にたちつつ次のように続けた。もし政府が株式を買い上げるならば、議論は株式の評価に帰着する。低い評価であれば売りたいくないし、保有し続けることにもメリットはない。この株式評価に関する林の意見を聞きたい。これが質問の一つであり、もう一つは、郷誠之助の唱える《五大電力合併案》²⁶に対して、宇治川電気がどのような「態度」をとるのかという質問であった。

林安繁の応答 I

柴田永三郎と名和金次郎という二名の株主の質問に対して、林は次のように応答した。

第一に、政府による新設会社の株式買入れ（買上げ）に関しては、「一寸口が悪いかも知れませぬ」と断りつつ、「誤魔化しのやうに考へられる」と批判した。その理由は、政府が売却を希望する株主数の想定に際して、①その根拠を示しておらず、しかも②株式の買上げに必要な資金の調達が不安視されるからであった。

①について、林は、政府が株式買上げに財政資金を投じない場合、新設会社は社債発行により資金を調達しなければならないことを前提とする。そのうえで、政府の想定する売却希望者が約二割から約一割に変更されたこと、その何れの数値も算出根拠が不明なことを問題視する。政府は、新設会社の四分という配当保証は三分五厘の公債より高利回りだから、換金を選択する株主は一割位にとどまると「高を括って居られる」が、本当にこの想定は正しいのだろうか、と。²⁶

②に関して、林はマーケットの現状から懸念を示した。仮に売却希望者を政府の想定する約一割とした場合でも、株式の買上げに要する資金は約二億円に達する。新設会社の社債発行限度額は払込資本金の三倍に当たる六〇億円だから、金額だけを見れば社債発行を通じて資金調達できると思うかもしれない。しかし、「本年中は先づ社債の発行は出来ない今日の財界の状態であります、然らば金がないのかと申しますと金はあるのです、ありますけれども社債は歓迎しない」状態にあるため、二億円もの社債発行は「中々容易ならざる大問題」と述べたのである。²⁷

第二に、《五大電力合併案》に対しては、「まだ考へて居りませぬ」と

立場を明確にしなかった。林はまず、株主（名和）の認識の誤りを正す。すなわち、自分が最近、「親しく御話を伺」ったところ、郷誠之助は五大電力の合併を「唯一の良案」と考えているわけではなく、そうした施策も一つの案ではないかと記者に話したことが新聞に掲載されたにすぎない。「全産連」あるいは日本商工会議所の決議という形で、郷が公表しているのは官民合同の調査機関ないし審査機関を設置し、議論を尽くしたうえで「電気国策」を決定すべきであり、「急速に軽率に決定すべきもの」ではないという意見である。²⁸したがって、《五大電力合併案》は有力な案とはいえないので、この場で「彼此申上げない方が宜からう」と答えた。²⁹

前節で触れたように、林は具体的な電力統制案を構想していなかったように思われる。それは、先行研究の指摘する電力連盟に加えて、彼が一九三二年二月施行の改正電気事業法³⁰を評価していたからだと考えられる。彼は、同法が、①供給区域の重複回避を狙って地域独占を認めるとともに、独占の弊害を防ぐために料金の認可制を採用した点、②通信大臣が公益上必要と認める場合に電気事業者に対して電気工作物の施設変更や共用、電気の流用を命ずる権限を手にしたことに注目する。そして、①により、企業間の「無益の競争」を回避しつつ、「妥当なる料率」を設定できるため、電気事業者も需要者も満足するはずだし、②の権限によって、円滑な電力供給と地域間の過不足を調整する電力融通も実効性を確保できるとの考えを示していた。³²

このような現状認識をもつ林が、とくに困難視された《五大電力合併案》を支持するはずもなかった。

株主の発言Ⅱ

林の説明にあった株式市場への影響に反応した株主は、和泉栄である。彼の発言は質問ではなく、政府批判であり、林への要望であった。和泉は、政府案を（実際に「電力国家管理要綱」を読み込んだかは不明だが）「甚だ良くない事である」³³「国営は亡国」といった言葉で痛烈に批判する。そして、林に対して「御尽力を願って死力を尽くして闘って戴きたい」「此際死力を尽くして御反対になることを希望する」、政治家は政府案を十分に理解していないのだから、彼らに対し「能く了解の行くやうに特別の御尽力」を願いたいと言葉を重ねて力を尽くすよう訴えた。この件は、宇治川電気一社の問題ではない。「之を黙って居れば民営として完全に発展して来て居って、相当の成績を挙げて居る事業と云ふものを次々に国営に移す」前例になるだろう。これが和泉の心配事であった。³⁴

他方、「電気技術者」を自称する島田定雄は、「電力国家管理要綱」ではなく、《五大電力合併案》に批判の矛先を向けた。政府は、五大電力の「総合的」運営によって年間三〇〇〇万円ものコスト削減が可能になるというが、電気協会の調査によれば、その金額はわずか五〇万円程度にすぎない。このように非常に大きな差があるにもかかわらず、判断材料をもたない「一般社会人」の多くは、政府の見解を真に受けてしまうかもしれない。しかし、自分は「電気技術者」なので「政府の発表を信じません」と断言する。五大電力の合併だけではコストを削減できない。その成果をあげるためには、系統連系が欠かせないし、水力の経済的な利用にはダムを建設しなければならず、これらの設備には億単位の資金が必要となる。政府の議論は「机上論」であり、「³⁵どうも信用出来ません」と繰り返し、島田はさらに発言を続ける。

技術的な視点からみると、現時点でも関西地方は三つの電力会社が「総合的」に運営（連系）されている。たとえば、「大阪市電の電気はこの電気かと調べても（大同電力、日本電力および宇治川電気の〓引用者）三社どこにも連絡しているので電気を使用する側の変電所間では連絡が可なり行届いて」おり、より一層の送電連系は技術上および保安上から困難である。政府は、国防上の観点から「国営」の必要性を訴えるが、仮に敵国の航空機が送電線に接触してショートした場合、大規模な故障となつて「爆撃以上の損害を与へ送電線は断線し停電する」。送電連系の進展は、その範囲をさらに拡大する。それゆえ、「送電線の常時綜合連絡」は慎重に研究しなければならない。「電気技術者」らしい視点からの批判といえる。

島田は最後に「一般社会人が成程国営案は欠陥だらけであり、業者の反対は止むに止められぬ、親父の心得違ひを涙を流して意見する真面目な孝行息子、流石は電気業者であると思はしめる様に徹底する事を期待する」と述べて発言を締めくくった。³⁶

林安繁の応答Ⅱ

林は、島田の発言に賛同し、五大電力の合併による三〇〇〇万円のコスト削減効果を「抛り所がない」と一蹴した。林がとくに強調したのは、発電力の増強と企業形態（民営／国営）に関係はなく、通信省（ないし内務省）の許認可に関わる問題点であった。具体的には、猪苗代湖の湖面を下げ、その分の水量によつて発生電力を増加させる方策、これは東京電灯が一〇年来出願してきたにもかかわらず、許可が下りていない。仮に通信省が許可しても、内務省との調整は避けられない。もう一つ、

尾瀬沼の貯水池建設についても、天然記念物に指定された貴重な高山植物が植生しているため、内務省が許可を与えるとは考えにくい。このように三〇〇万円という合併効果の中には、実現可能性の低いものも含まれており、根拠は薄弱といわざるをえない。

加えて林は、「国営になつたから許可をする、国営でないから許可をしないと云ふ理窟はない筈」と政府のスタンスを批判した。そして、政府案の内容は専門的なため、一般のひとに正確に伝えることは難しいとしつつも、「成べく平易に御説明を申し上げますと云ふことにしたい」と述べて株主懇談会の閉会を告げた。⁽³⁷⁾

四 林安繁の電力国家管理批判

(一) 電力国家管理の進展

一九三六年一〇月二四日開催の宇治川電気の「電力国営問題に関する株主懇談会」以降、電力国家管理は次のような進展を見せる。すなわち、一九三七年一月、「電力国家管理要綱」（頼母木案）に基づく電力管理法案、日本電力設備株式会社法案、電力管理に伴う社債処理に関する法律案、電気事業法中改正法律案および電力特別会計法案の関連五法案が第七〇議会上程された。しかし、広田弘毅内閣の総辞職と林銑十郎内閣の成立に至る政変の中で、電力関連法案は再開された議会への上程を見送られて成立しなかった。

一九三七年二月一〇日に林内閣の通信大臣に就任した児玉秀雄は、電力関連法案の再検討の必要性を認め、再提出こそ見合せたものの、三月二日の衆議院予算総会で次の議会上程に提出する方針を明確にした。林内閣

の退陣を受けて六月四日に成立した第一次近衛文磨内閣が通信大臣に起用した永井柳太郎は、電力関連法案の議会上程に向け、民有国営化を目指した原案（頼母木案）の精神を生かしながら、財界との摩擦を避けるべく、七月一日に「電力政策指標」を与えて通信省電氣局に検討を指示した。しかし、通信省内で平沢要事務次官と電氣局の意見が対立するなど議論はなかなか収束しなかった。

他方で、国策研究会は一九三七年六月一七日、電力問題特別委員会を設置して議論を開始し、九月三日には国営案と民営案の双方を併記した「電力国策要綱」を発表するに至った。この策定過程では、研究会メンバーと電氣局が密接に連携したことに加え、「要綱」の内容が永井通信大臣に伝えられたことで、通信省の動きが加速し始めた。そして、一〇月一三日に設置された臨時電力調査会の答申に基づいて、電氣局は電力国家管理に関する原案を決定し、一二月一七日、「電力国策要綱」（永井案）の閣議決定を見たのである。⁽³⁸⁾

『電力国家管理の顛末』はこの間の電力国営ないし電力国家管理に対する世論の特徴を次のように描く。すなわち、永井案の発表以降の「世評」は、頼母木案のときよりも「酷烈」であり、賛成あるいは反対の理論的根拠こそ「大同小異」であったものの、「真剣さと深刻さ」は頼母木時代を凌いだ。しかし、永井案は電力業界、財界およびそれらに追随する少数の言論機関の反対を受けたものの、「大衆」からは支持された。そうした状況下、反対運動は頼母木時代の「陽性」とは対照的に「陰性」という特徴を示した。具体的には、日中戦争の勃発を受けて「潜行的」になり、数万単位のパンフレットを配布した電氣協会も「言論戦」ないし「宣伝戦」の表舞台に立たず、内部の意思統一と経済団体との連携に「専心」

する傾向を強めたとされる。³⁹⁾

(二) 電力国家管理に対する林安繁の見解

先述した電力国家管理の進展の中で、林安繁の見解はどのように変化したのだろうか。(A)『電力国家管理案!!財界にどう響く?』と(B)『再び電力国家管理案の批判』を主な手がかりにして、この点に接近してみよう。

(A)は一九三七年二月一〇日、(B)はその約二週間後の二月二五日にそれぞれ発行された。同年一月一九日に臨時電力調査会総会は通信省案(永井案)を同会の答申として採択している。したがって、これらのパンフレットは、第二節(二)で取り上げた「再び電気国営問題に就て」とは趣をかなり異にする。それは総論/政府案の要項/本案の既設電気事業に及ぼす影響/新会社に対する関係/財界に及ぼす影響、という(A)の構成に表れている。端的にいえば、電気事業のあり方に踏み込むようになった。

他方、(B)の構成は総論/電力国家管理案は国際信用を害す/国法を以てすれば如何なることでも出来得るか/内国社債からする見解/電力事業会社の金融を阻害する点/新設備会社株式並に資金が証券界、金融界に及ぼす影響、の六章から成る。これらの見出しからは、社債を中心とする金融面の問題に焦点が当てられたことを読み取れよう。

新設会社は「ロボット」にすぎない

林は(A)の総論で、永井案を頼母木案よりもむしろ「改悪された案」と断定する。そのうえで、電力国家管理が電力業にとどまらず、産業界

ないし経済界の「安危」にも関わる大問題であり、それゆえに電気事業者だけでなく、財界全体、ひいては国民全体がその影響を十分に理解・認識し公平な批判を加えて、賛否を決めなければならないと訴えた。これに続けて、永井案の内容を次の六点にまとめる。

- ① 「現在運転中ノ民間主要火力発電設備並ニ主要送電線ヲ割取シ、之ヲ以テ特殊会社ヲ設立シ、該設備ハ物件出資トナシ、之ニ対シ新会社ノ株式ヲ原会社ニ交附スルコト、コノ出資金額ハ約十億円ノ見込ナル事」
- ② 「運転中ノ民間水力発電設備ハ暫ク之ヲソノ儘トシ、民間事業者ニ一任スル事、但シ発電水力資源ノ合理的利用上避ク可ラサルモノハ之ヲ新会社ニ出資セシムル事」
- ③ 「新会社ニ割取サレタル発電設備ニ連絡スル民間水力発電設備ニ依ル電気ハ新会社ニ於テ之ヲ買入ル、事」
- ④ 「上記現物出資ノ設備ノ評価並ニ買入レ電力料金ニ就テハ電力審議会ヲ設ケ之ヲ決定スル事」
- ⑤ 「新会社ハ主要火力発電並ニ主要送電設備ヲ民間事業者ヨリ割取スル外未開発水力発電事業全部ヲ買上ゲ之ガ建設ニ従事スル事」
- ⑥ 「主要送電設備ニ連絡スル水火発電ハ之ヲ新会社ニ於テ受電シ、新規開発ノ水力発電並ニ主要火力発電設備ニヨル発電ハ新会社自ら自己ノ送電線ニヨリ配電会社ニ供給スルモ、国家管理ノ目的ヲ達スルタメ、新会社ノ電力ノ需給、発電及送電設備ノ建設計画、電力料金並ニ電力ノ配給等、重要ナル事項ハ政府之ヲ決定シ、新会社ハ政府ノ決定ニ従ヒ設備ノ建設並ニ業務ノ運用ヲナス事」(傍点
● 原文のまま)

林は、④の後に「実は政府の思ふ儘になること」、⑥の後に「新会社はロボットに過ぎないこと」と付け足した。そして、⑥の傍点箇所^⑩に読者の注意を向けつつ、新設会社の「自主的運営事業はゼロであり、「官営民有」ではなく、「官営民有」に変わりなく、「会社それ自体はロボット」と痛烈に批判したのである。

電力業は一体・一貫経営をするべき

林の批判は、火力発電設備と送電設備だけを買い上げの対象とした点にも向けられた。具体的には次のとおりである。火力発電は水力発電と「一体」運営すべきであって、分離・独立運営は合理的ではない。近年の水力発電所は、堰堤を設け水量を最大限利用して効率的に発電するように設計されている。そのため、夏季は発電量が多く、冬季は発電量が少ないといった具合に季節性が強い。したがって、火力発電によって冬季の水力発電の不足を補うことが必要となる。

加えて、時間帯によっても、夜間は電灯と電力の双方で需要が増えるから昼間に比して多くの電気を供給しなければならない。水力発電はこうした時間帯ごとの需要変動への対応も難しく、火力発電による補完を必要とする。林はこの関係に「唇亡びて齒寒し」という慣用句を当てはめて、水力発電と火力発電の「一体」運営の重要性を強調したのである。

もう一つの攻撃の矛先は、送電配電の分離に向けられた。ここで林は送電線を「梯子」にたとえて次のように論じる。新設会社への送電幹線の譲渡は、「二階屋の梯子段を他人に取られる」ようなもので、「他人の梯子」を通らないと一階と二階を行き来できなくなる。落語家は《梯子を使わずに二階に上がる方法を問うて、飛び上がるべしと応じて》笑い

をとる。今回の電力国家管理案は落語家の笑い話と同じである、と。

このように、林は、分離すべきでない事業を分離する、それは「従来生きて居った事業を殺して使ふもの」と批判した^⑪。

新設会社は必要な資金を調達できるのか

林は、新設会社の資金調達力とそれに基づく発電力増強の実現可能性を疑問視した。政府は、とりあえず一億円の増資をし、年六分の配当保証と年四分に相当する金額を上限として補給するという。確かに、新設会社が年四分の配当を実施した場合、政府は残りの二分に相当する金額を補給して六分配当を保証できる。しかし、年五分の損失を計上した場合には、上限の四分に相当する金額を補給しても一分の欠損を免れない。どのくらいの投資家がこの「不安定な会社の株式」に応募するだろうか。政府が折半出資する帝國燃料興業の株式募集が難航したことを想起すれば、一億円はおろか一〇〇万円でも困難だと思ふ。

政府の説明によると、新設会社は年間四〇万kWの水力発電を開発しなければならず、それに要する資金は年間三億円前後に達する。この巨額の資金を円滑に調達できるだろうか。国債の消化ですら相当に困難な「非常時」に、払込金徴収、社債発行、借入金といった手段で調達することの難しさは経済界の動向に関心をもつひとであれば、誰も疑わないことである。

以上を踏まえて、林は、新設会社が成立した場合でも、資金調達難のために必要な水力開発を進められず「生産拡充にも国防の充実も、一片の南柯の夢となるより外ないことは極めて明瞭」と断じた^⑫。

債権者は甚大な被害を蒙る

林は、(B)『再び電力国家管理案の批判』という冊子の中で、社債権者の利害に焦点を合わせながら、かなり詳細な議論を展開した。その骨子は、既設の電気事業の主な固定資産は一括して内外債券の財団担保となっており、その一部を成す火力発電所と送電幹線を買上げるとなると、その担保力は「減殺」されて債権者の利益を害するにとどまらず、海外で国際的な信用を喪失し、国内では金融機関に打撃を与え、「財界の混乱」を引き起こすことは明白という点にある。⁴⁴⁾

ここでは、林がもつとも紙幅を割いた国際的な信用に関わる外債問題を敷衍しておきたい。

彼は、宇治川電気が「担保付外債」を発行する際に受託者の日本興業銀行との間で結んだ信託証書を根拠に次のような議論を展開した。⁴⁵⁾

第一に、信託証書において、信託契約締結(外債発行)時に組成した工場財団中の物件は、当該企業が「絶対の所有権」をもつことが規定されており、それは、工場財団中の物件の所有権が侵害されることなく、保持されなければならない義務を当該企業に課すことを意味する。電力国家管理案によつて、火力発電設備と送電設備の所有権を「強権」をもつて新設会社に移転することは、仮に法律で抵当権を財団に残すとしても、所有権保持の規定に反し債権者の利益を損なう。

第二に、外債募集にあたり、工場財団を組成して担保に供した意義は発電所、変電所、送電線などすべての資産について、個々の価値だけでなく、それらが連系したときに生じる「有機的な活動」、言い換えれば「完全なる運転機能」を持統する点にもある。つまり、「一貫したる所有権」をもつてはじめて「完全なる運転機能」を実現できるのであり、「一

部が借物では何の役にも立たない」。

この点に関して、信託証書は、企業の資産の「活動機能」が募集段階よりも劣化しないよう嚴重に規定している。いうまでもなく、それが収益の悪化を引き起こし利払い能力に影響を及ぼせば、社債権者は直接的に不利益を被るからである。電力国家管理案は、既存の資産に大きな変動をもたらし、将来の収益に「重大なる悪影響」を与え、「信託証書の精神である活動機能維持の原則に反」している。

第三に、信託証書の規定によれば、火力発電設備と送電設備の所有権を移転させる永井案を実行に移す場合、社債権者集会を開かなければならない。しかし、国内外に居住する無記名の社債権者の八割を集めることは困難であり、先述の社債権者に不利益な議案を決議することはより一層困難である。一九三七年二月一日付『大阪毎日新聞』は、通信当局が法律によつて所有権を移動するので、債権者の承諾は必要ない旨の発言をしたと報じたが、⁴⁶⁾「大体国家の権力又は法律で行ふならば、何事でもなし得るのであつて、私契約であらうが何であらうが遂行出来るのだとする考へ方は、非常に恐ろしい考へ方」といわざるをえない。

これまで他国の外債に比べて日本の公社債が高い信用を維持してきた理由は一度も契約違反をせず、支払いを滞らせたこともないからである。にもかかわらず、「一片の法律に依つて今回の案を強行するが如き事あらば、此の絶大な信用を損傷し将来非常なる悪影響を及ぼす」ことは疑う余地がない。

以上を踏まえて、林は次の結論を導き出す。すなわち、仮に社債権者集会を開催せずに、法的に処理できたとしても、「社債権者の利益を害し、国際信用を阻害する事必然であつて、目下緊急を要する満州、北支開發資

金調達上、国家の蒙る損失に付ては憂慮に耐えざるものがある」と。⁴⁷⁾

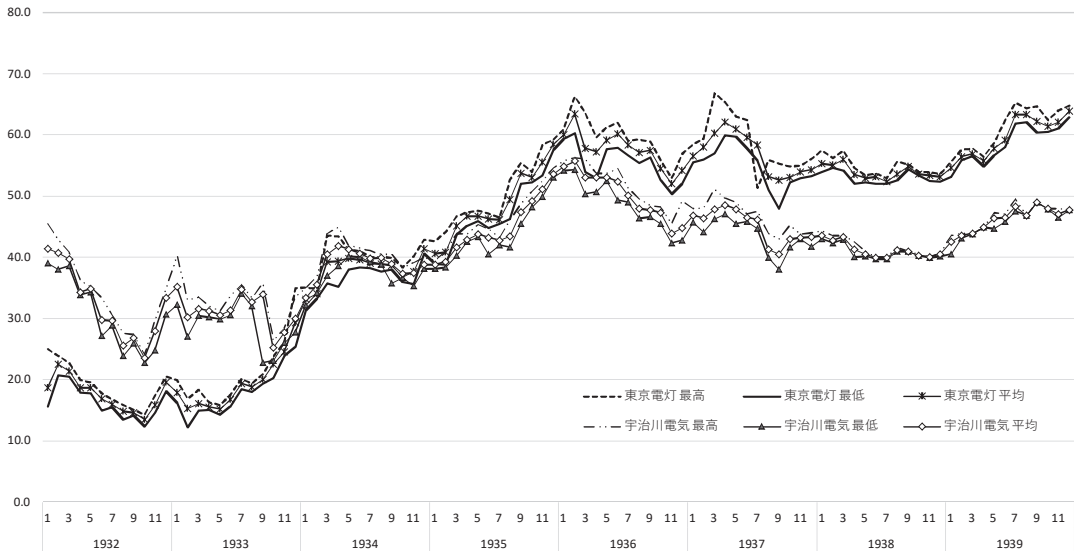
繰り返し述べてきたように、ここでも電力国家管理が電力業のみならず、産業界、ひいては国家に損害を与えることを強く訴えている。

財界に与える打撃はきわめて大きい

(A) 『電力国家管理案!! 財界にどう響く?』の最後の論点は「財界に及ぼす影響」である。(二)で紹介した発送電事業と配電事業の分離による合理的企業形態の「破壊」は経済界の信用を喪失させ、約一億株(全事業会社株式の一五%)に及ぶ電力株すべての株価暴落を引き起こし、ひいては株式市場全体に甚大な打撃を与える。それは「三歳の童子」でも「判断」できる。そして株式市場の崩落は、電力企業のすべての株主約六二万人の家庭生活を脅かすだけでなく、電力株を担保に銀行などから融資を受けている中小企業の資金繰りと事業活動にも影響を及ぼす。株価の急落が証券会社をはじめ金融機関の経営を直撃することはいうまでもない。

電力国営問題が世に問われて以降、電力株は下落しており、一時的に回復したと言われながら、八分配当を実行している東京電灯株ですら五一、五二円の値しか付いていない。日中戦争勃発にともなう非常時においては、電力株ほど確実かつ有利な投資対象がないことは「何人も承知して居る」ところである。にもかかわらず、電力国家管理案の発表が経済界に「危惧の念」を抱かせることになれば、電力株は売り浴びせられて、「有利な投資物」はなくなり、株式市場に深刻なダメージを与えることは明白である。

第1図からは、東京電灯と宇治川電気の株価はほぼ林の指摘した通り



資料) 『株界二十年』1940年版、17、31-32ページ。

第1図 宇治川電気と東京電灯の株価の推移(長期取引)

に推移したことを読み取れる。「電力国家管理要綱」（頼母木案）が閣議決定された一九三六年一〇月から一九三七年四月五月にかけて回復傾向を示した東京電灯の株価は、それ以降再び低下した。宇治川電気の株価については、それほど明確な傾向を読み取れないものの、一九三七年後半に低迷したことは分かる。

このように、株式市場への影響を論じたうえで、林は次の言葉でこのパンフレットを締めくくった。すなわち、「今や電気事業の国家管理の如き区々たる問題に拘泥して居る呑気な時期ではない。政府は覚醒せねばならぬ。国民は政府を鞭撻せねばならぬ。政治家よ目覚めよ、電気事業者も奮起せよ、真の官民一致協力の重大時機なることを考へよ、政府当局は須らく非常時局と対支工作に目醒めて電力国家管理案の如き未熟な案を放擲すべきである」と⁴⁸。彼の憤り、あるいは焦りといった感情が伝わってくる文章である。

とくに林がここでも、株主の蒙るであろう損失に注意を喚起したことを強調しておきたい。株主との対話の準備は整ったといえるだろう。

五 第一次電力国家管理と株主

「電力国営問題に関する株主懇談会」から一年と三ヶ月強の月日を経た一九三八年二月五日、宇治川電気は「電力国家管理問題に関する株主協議会」（株主協議会）を開いた。

これは一九三八年一月一九日に、法制局で審議していた電力管理法案、日本発送電株式会社法案、電力管理に伴う社債処理に関する法律案、および電気事業法中改正法律案の四法案（電力国家管理関連法案）が臨時

閣議における正式決定を経て、第七三議会に提出されたタイミングであった⁴⁹。

このように、株主協議会は株主懇談会とは異なり、法案の骨子が固まった段階での開催となったわけだが、その場で宇治川電気の株主は自らの利害をどのように主張したのだろうか。この点の検証が本節の主な目的となる。

（一）林安繁の挨拶

林安繁は冒頭で、事業運営と国防の二つの視点から電力国家管理（法案）について「当を得ない」と批判するとともに、事態がかなり進展し世間の関心も高まった現状に鑑み、自分たちが「今後如何なる態度を執るか」という点に関して、株主の「総意」をうかがいたいと、会の趣旨を説明したうえで以下の見解を披露した。

史料2⁵⁰

私共が意見の上で反対を致して居りましたが、株主各位の総意が案に賛成であるといふことであれば、私は今日迄の行動を止めまして、皆さんの方の御考への通りに行動しなければならぬことになるのであります。これに反して若しこの問題に対し政府の企図さるる所に賛成されないといふことでありますならば、私も従来態度を変えないで、更に国策の為に、会社の事業の為に、株主各位の利害の為に努力を続けなければならぬと考へるのであります。

この史料が語るとおり、政府の提出した電力国家管理関連法案に賛成するにしても、反対するにしても、株主の意見を聞いてから自らの立場を決めることを明言したのである。

株主協議会においては、座長を誰にするかという林の問いかけに対し、株主の一人（柿花啓止⁵¹）が社長の指名を求めた後に、株主懇談会でも発言した柴田永三郎が林の就任を要望し、この発言に他の株主も賛同したため、林が座長を務めることとなった。⁵²

（二）林安繁の説明

全体的な評価——頼母木案との比較

林安繁は、電力国家管理関連法案（永井案）を形式的には「民有民営」形態をとりながら、実質的には「民有官営」であり、頼母木案の「国営」と「何等変りがない」と評価する。もちろん、これは両案の違いを踏まえた評価である。

具体的にはまず、頼母木案に対して次のような認識を示す。すなわち、同案は「民有国営」を志向する。政府が発電事業と送電事業のほほすべてを「取上げ」て、新設会社が両事業を運営する。発電設備と送電設備は「民有」だが、これらの設備によって発生した「電気」は直ちに「国の所有に属する」。そして、この「電気」を民間の電気事業者に送電線を介して卸売する。これが「頼母木案の骨子」となる。⁵³

他方、「永井案」は、火力発電所と送電線のみを「取上げ」て日本発送電を設立する。言い換えれば、水力発電所は原則として買上げない。この点は確かに「頼母木案」と違う。しかし、政府が「総ての設備、発電、料金の率の決定、その他重要な事項」を決定する、つまり「殆ど

総ての仕事」を担うことになる。その意味で「国営案」と「其の精神に於て変りがない」。それどころか、発送電設備のすべてを買上げる「頼母木案」の方が一貫性を有し、火力発電設備のみに限定した「永井案」は「片輪」であり、「寧ろ改悪」と考える。⁵⁴ この点は前節で見た「電力業は一体・一貫経営をするべき」との主張と同じである。加えて、林は左記の点に懸念を示す。

史料⁵⁵

此の取上げられる設備は、何処の火力発電所を取上げられるのであるか、何処の送電線を取られるのであるかといふことは総て之を勅令に譲つて居るのであります。勅令の定むる所に依つて之を決めるのであります、勅令に依つて新たに公表されました、初めての発電所とどの送電線が取られるのであるかといふことが分るのであります。此の点が非常に不安であると思ひます。従つて今後取られる場合に其の結果が如何に相成るかといふことに付きまして、全然見当が附かぬのであります。

買上げの対象となる設備の詳細は勅令が出されるまで判明しないため、電力国家管理関連法案が施行された「結果」も分からないといふのである。

実際、「永井案」は、電力管理法案の第二条で「本法ニ依リ管理スル発電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル発電及送電ハ日本発送電株式会社法ノ定ムル所ニ依リ日本発送電株式会社ヲシテ之ヲ行ハシム」と定め、日本発送電株式会社法案の第四条で「政府ハ電力管理法第二条ノ

規定ニ依ル勅令ノ定ムル電力設備及其ノ附属設備ヲ本章ノ規定ニ依リ日本発送電株式会社ニ対シ出資セシムルコトヲ得」と定めていた。⁵⁷⁾つまり、詳細は勅令に譲られていたものであり、この点を林は不安視したのである。

資産評価に対する疑義

政府が民間の電気事業者から設備を買い上げる際の価格は、日本発送電株式会社法案の中で次のように定められた。⁵⁸⁾

第九条 出資ノ目的タル設備ノ価格ハ当事者間ノ協議ニ依ル、協議調ハザルトキハ主務大臣之ヲ裁定ス

価格ニ関スル当事者間ノ協議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第一項ノ協議及裁定並ニ前項ノ認可ニ関シ、必要ナル評価ノ基準其ノ他ノ事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

主務大臣第一項ノ規定ニ依リ裁定又ハ認可ヲ為サントスルトキハ電力評価審査委員会ノ議ヲ経ベシ

第十条 電力評価審査委員会ニ関スル規定ハ勅令ヲ以テ定ム
—— 中略 ——

第十三条 第九条ノ規定ニ依ル裁定価格ニ付、不服アル出資者ハ裁定ノ通知アリタル日ヨリ一月以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第九条ノ規定ニ依ル裁定価格が通常裁判所ノ認定シタル価格ニ達セザルトキハ、其ノ差額ハ日本発送電株式会社ノ成立又ハ増資ノ日以後ニ於テ金銭ヲ以テ之ヲ支払フベシ

林は、右の条文に言及したうえで、こうした評価の仕組みは「事実上

非常に困難な又煩しいこと」と批判した。なぜなら、仮に裁判所に訴える道が開かれていたとしても、そもそも資産の評価基準が確定していないので「安心」できないからである。そして、「鉄道法」（鉄道国有法）は「既往何年間の平均せる益金の何倍といふ風に明瞭に法律に規定しているから、買い上げられる場合も「安心」できる。⁵⁹⁾しかし、電力国家管理関連法案に関して、政府は「既設会社に対して不利益を与へることはない」と言明しているものの、そうした「抽象的」な説明では「安心」できない。つまり、資産の評価額の算定根拠が示されていない点を問題視したのである。⁶⁰⁾

林は、買い上げられる火力発電所と送電線の対価となる日本発送電の株式が「どの位の市価を維持するか」という点について「殆ど見当が附かぬ」ことにも言及した。⁶¹⁾その理由を彼は次のように説明する。民間電力企業の当該設備を日本発送電に譲渡しても設備そのものが拡張するわけではない。譲渡後も既存の電力企業は存続するから、その株式も存在し続ける。これに加えて七億八〇〇〇万円もの株式が市場に放出される。資産自体は増加しないにもかかわらず、である。林はこれを「空な株式が出来ると同様」「極端にいへば一片の紙切と見て宜い」と表現しつつ、「斯ういふものが果して幾らの市価を維持するかといふことになりますと、私共甚だ疑問である」と訴えた。⁶²⁾

資産評価に関しては、「発起人、株主、役員、従業員等の努力」の結晶として形成された「老舗料」ないし「暖簾代」も論点に取り上げられた。すなわち、現状を見ると、「単に物を取上げる」ことを想定しているようだが、これらの無形資産は何を基準にしてどのように評価するのか。仮に、各社の資産を帳簿価額で買い上げた場合でも、「老舗料」は含まれ

ず、その分だけ低く評価されることになる。林はこの点を「懸念」し、「延いては是が株主各位に不利益を来しはしないか」と疑問を呈した。⁶⁵

さらに、彼は大日本帝国憲法第二十七条とそれに対する伊藤博文の「憲法義解」を持ち出して批判を続けた。第二十七条は「日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルルコトナシ」「公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」とし、明示的ではないものの、法律に基づかなければ所有権を制限できないことになっている。そして、伊藤博文の「憲法義解」には「相當の補償を為すにあり」と書いてある⁶⁶。にもかかわらず、補償にあたって、「市価の明瞭でないやうな株式を以て之に充てる。それをわれわれが貫はなければならぬといふことは非常に不安心なこと」だし、「果して是が憲法の精神に副うて居るのであるかどうか」と述べたのである。⁶⁶

配当に対する疑義

林は、政府の掲げた六分配当の実現可能性にも疑義を挟んだ。すなわち、そもそも自分たちが満足できる収支予測が発表されていないから、六分でも七分でも「安心」はできない。加えて、政府が明言するように、国防上の必要から軍需産業に対して、あるいは社会政策的観点から農山漁村に対して、それぞれ特別に低廉な電力供給を実施した場合、民需産業向け電力料金の値上げによって埋め合わせることにならないのか。仮に、そうした値上げをしないとすれば、収入の減少を免れない。したがって、政府のいう六分配当の実現可能性は低いといわざるをえない。⁶⁷

加えて、林は、配当に関する具体的な「計算の根拠」が示されていない点にも攻撃の矛先を向けた。「頼母木案」において、日本発送電は年間三〇〇〇万円の利益をあげるとされたが、その算出根拠を検証すると「非

常な欠点」を見出せる。また、衆議院の審議過程では、低廉な電力供給の根拠に関して質問されたにもかかわらず、通信省は明確な答弁をしなかった。このように、「計算の根拠」が示されないから、日本発送電株式の配当率を信用できない。そして、配当が決まらなければ、当該株式を交付された自社の配当も決められない。林は、こうした不確実な状態を毎年繰り返すのは「甚だ不安心至極なこと」と株主に訴えた。⁶⁸

低廉豊富な電力供給に対する疑義

林は、電力国家管理の目的の中にある「低廉」と「豊富」の間の矛盾を強調した。すなわち、政府は、民間電気事業者が高コストの水力発電所建設に消極的なことを批判し、自らが手掛ければそうした「不利益な地点」の水力開発を促進できるというが、建設コストの高い発電所の発電電力を低廉に供給できるのだろうか、と。

続けて、林は「豊富」の意味にも数字をもつて疑問を呈した。政府は、供給量に「余裕」をもたせることを「豊富」と表現している。具体的には、一割くらいの「余裕」を想定する。この一割という数字と今後予定されている（通信省と民間電気事業者双方で認識の一致を見た）年間四〇万kW、五年間で二〇〇万kWの水力開発を前提とした場合、二〇万kWの「余裕」をもたせることになる。言い換えれば、「遊ばせて置く」ことになる。その発電コストと送電コストの合計を一kW当たり六〇〇円と低めに見積もっても、（二〇万kW×六〇〇円）一億二〇〇〇万円もの「金」と九〇〇万円ないし一〇〇〇万円の「利息」が「遊ぶ」ことになる。この「利息」が（二〇〇万kW―二〇万kW）一八〇万kWの発送電コストに追加されるのに「低廉」な電力供給はできるのだろうか。

「低廉」と「豊富」は「全然相剋して居る」し、「豊富にすれば低廉にならない、低廉にしようと思へば豊富にならない、是は当然の理屈」でないか。林は、このように政府の掲げる低廉豊富な電力供給という目的を「解釈に苦しむ」と批判したうえで、需要者の利益にもならないと断言したのである。⁽⁶⁸⁾

電力業のあるべき姿

電力業のあるべき姿という視点からの林の批判は、「電気の仕事のみならず総ての事業、総ての工業といふものは一貫作業でなければならぬ」という一般論から始まる。とはいえ、「総ての工業」について持論を展開するわけではなく、垂直統合の有効性は電力業を取り上げて説明された。

林によれば、発送配電一貫経営によって初めて低廉豊富な電力供給が可能になるという。なぜなら、発電所から変電所と変電所から需用家の送電線をそれぞれ異なる主体の「管理」へと変更する、発送電と配電の分離はトラブル（故障）への迅速な対応を妨げるからである。現状では、どここの送電線の故障に対しても、発電所ないし変電所から人材を派遣できるように「連絡」が密にとれている。しかし、日本発送電の所有になれば、「其処に故障があつても手を着けることが出来ない」、つまり、「良質の電気を供給することが出来ない」という結果を招くだろう。発送配電一貫経営が必要なのである。

彼は、「一貫作業になつて居るものをばらばらにして電気を供給しよう」とする政府案を、「事実上非常に不利益を蒙り不便を蒙る」と厳しく批判した。⁽⁶⁹⁾

根本的な疑問

以上のとおり、林は資産評価、配当、低廉豊富な電力供給、資金調達と人材確保、そして電力業のあるべき姿（発送配電一貫経営の合理性）という複数の視点から電力国家管理関連法案の問題点を株主に訴えた。その根底には、左記の疑問があつた。

史料 4⁽⁷⁾

斯ういふやうな事を段々考へますと、国家管理といふことの原因、必要といふことに付きましたも不明瞭であります、又此の革新を致しました為に国家社会にどれだけの利益があるかといふことに付ても十分会得が行かないのであります、又之に従つて事業其のものが発展するかといふと、事業は一向発展しさうにも考へられない、殊に其の結果株主各位に対して何等かの利益があるかと申しますると、利益があるとはちよつと推測出来ないのであります、要するに是等の点に付きましたは色々の革新分といふものが此の管理案を提出せねばならぬやうになつて来た氣運をつくつたものではないかと推測致しますが、計数的の根拠を当局に於て御示しにならない為に私共は甚だ不安に感じて居るのであります。

この史料からは、林が、電力国家管理が数値的な根拠をもつた経済合理性によつてではなく、「革新気分」という政治的な潮流によつて推進されていること、そして、株主に利益をもたらさないことを改めて強調した様子をうかがえよう。

(三) 株主の発言

株主協議会に関しては、林安繁の説明の中で、電力国家管理関連法案に対する株主の意見の全体的な傾向が紹介された。それは、この協議会の開催通知にはがきを挿入し、政府案に対する賛否を記入、送付してくれるよう依頼したからであった。その結果、協議会を欠席した株主のうち八八〇八名が反対、三〇四名が賛成であったという。⁷²⁾

このように、宇治川電気の株主の多くが政府案に反対の意見を表明したことを念頭に置きつつ、本項では協議会における株主の発言とそれに対する林の応答を検討する。ただし、「速記録抜粋」に登場する株主はわずかに六名にすぎない。しかも、そのうち二名は株主懇談会でも発言した柴田永三郎と和泉栄だったから、代表性には保留を付すべきかもしれない。とはいえ、従来の研究が等閑視してきた、電力国家管理に対する株主の具体的な意見を明らかにすることは一定の意義をもつと考える。

林は説明の終盤で、自社の株主のうち九七%が二〇〇株以下の株式しか保有していない少数株主であり、「中産階級以下の方々が大切な資産」として保有している点を強調しながら、「此の大切な投資に対して聊かなりとも不安の念を起すやうなことがありますならば洵に御気の毒な次第」と配慮を見せた。そして、政府案を「角を矯めて牛を殺すが如き案」と繰り返し酷評したうえで、次のように株主に注意を促した。⁷³⁾

史料5⁷⁴⁾

此の問題は御承知の通り政府問題と相成って居りますので、御意見を御発表になるに付きまして十分慎重なる態度を以て、公平かつ穏当なる御意見を承ることを希望する者であります、言過激

に亘り、或は官辺に對して不遜の言を吐かれぬやうに、でない、と折角の御意見が洵に不利益なことに相成らぬとも限りませぬので、此処は株主各位の内輪の相談会でありますから、其の辺を十分ご注意を願ひたいと存するのであります。

この発言は、林が戦時体制下における言論統制の進展を意識し、株主のヒートアップの抑制を狙ったものと考えられる。では、株主は林の説明に對して、どのような反応をしたのだろうか。以下で詳しく検討しよう。

現物出資後の宇治川電気という論点

柴田は、林から「なるべく要領よくどうぞ願ひ致します」とやんわりと注意されただけでなく、他の株主（南隅勇）からも、大多数の株主は反対だろうから、「なるだけ反対意見を省略し」た方がよいと窘められるほどの《大演説》を行った。柴田の懸念の一つは、日本発電電に火力発電所と送電線を現物出資した後の宇治川電気がどうなるのかという点であった。

柴田は、「寡聞にして誤つてをるかも知れませぬ」と断りつつ、火力発電所だけでなく、水力発電所も買い上げられることを前提に話を進める。そして、現物出資する資産の評価よりもむしろ、関連企業⁷⁵⁾を含む残された事業のパフォーマンスを心配した。日本発電電に對する政府の配当保証を認めたとしても、「残される財産に就てはどうなるか、これは目途が附かない」。この点に關して、もし林議長が「心配するに及ばぬ」、最低でも六分配当は可能と太鼓判を押ししてくれば安心できるけれども、「恐らく社長としては言明出来ないと思ふ」。それゆえ、彼は「召上げられる

ものより残るものに就て非常に憂慮する」と訴えた。⁽⁷⁾

同様に、大谷嘉十郎も発送電設備の譲渡後の業績に強い懸念を示した。すなわち、前年の増資に際し、経営陣は調達した資金を有望な水力開発に投じて事業内容の拡充を図ると説明したが、政府が設備を買い上げると「大きな見当違ひ」になるのではないか、「良くなれば良い、悪くなつた時にはどうするか」と不安を口にしたのである。⁽⁸⁾

「財産の侵害」という論点

柴田は、買収の対象となる資産についても、「財産の侵害」という言葉を用いて批判した。資産買収の手続き、評価方法とそのプロセスに関する彼の認識は林の説明とほぼ同じであり、批判の矛先は、現物出資の価格決定に関しては「恐らく既設会社の満足するやうなことは出来ぬ」という点に向けられた。その理由も林のそれと大きく変わるわけではないが、改めて確認すれば次のようになる。

第一に、低廉な電力供給と豊富なそれとの矛盾である。量を追求すれば、手つかずの水力開発に乗り出さなければならぬが、それを低廉な料金と同時に実現することはできない。もし実現を目指すならば、「既設会社の現物出資の評価を余程切下げなければ」ならないだろう。柴田は、この評価の切下げを「財産の侵害」と表現したのである。

第二に、現物出資の対価である日本発送電株式の売却を希望する株主がいた場合、(現金ではなく)社債をもって買い上げるとした点にも攻撃を加えた。この社債の利息は四分半に設定されており、かなり有利な条件といえる。しかし、日本発送電は「不可解なる発電会社」であるため、その株式が発行価格を維持できるとは考えにくく、実際に売却した場合

にはかなり低下するに違いない。したがって、この点からも「財産の侵害」を受けることになる。⁽⁹⁾ここで柴田も憲法を持ち出して、以下のように怒りをぶつける。

史料 6⁽¹⁰⁾

私共は憲法によつてからに私共のこの所有権、財産といふものは保証されてをるのでありまして、この下に於て我々は安心してお互に電力の株は余り変動がないものだからと安心して所有してをるのであります、私は不肖ながら当会社の最初以来の株主、現在相当の株を有してをります、私個人として斯様なことが若し実現されたら財産の上に私は非常なる脅威を感じるのみならず、この事が延いては啻に私共の關係のみならず、財界、経済界を攪乱するものであります、なぜ政府は斯様な平穩無事になしてをること、を俄に変革を加へんとするのでありませうか、啻に私共株主、会社の損害でなくして我国の経済界を攪乱するものなりと私は信ずるのであります、

柴田は、自らの金銭的利益からマクロ経済への影響にまで議論を広げながら、政府案を批判したのである。

政府に対する批判と民間に対する期待

柴田の《大演説》は、論点を低廉な電力供給と豊富なそれとの矛盾に移しながら続く。その内容は林の説明と大きな違いはない。確かに、政府のいうように、新たな水力発電所を建設し、未開発の電力を活用できれば、

豊富に供給できるかもしれない。しかし、その建設コストは非常に高むために低廉な料金は実現しない。ここで注目すべきは、「豊富なる電力、それを低廉なる料金で、これは実は私共は素人では十分なことは申上げられませぬが、内地に於ては左様なことは両立して出来得ない」という部分である。

低廉豊富な電力供給の非現実性を「内地」に限定したことは次のような含みをもつ。すなわち、積極的な電源開発は、相対的に建設コストの安い朝鮮や満州、「支那」であれば、低廉豊富な電力供給という目的の達成につながる。そのためには、窒素やアルミニウムといった電力多消費型産業を発達させて需要を拡大しなければならない。

柴田は、植民地における産業振興を政府が「指導」したことがあっただろうか、と疑問を投げかける。そして、満州に関して、政府は満鉄主導の産業開発の限界を認め、鮎川義介、言い換えれば民間に委ねたではないか。この経験に照らすと、電力国家管理という民有国营は時代に「逆行」している、あるいは「政策の矛盾ではないか」と批判したのである。⁽⁸¹⁾大谷も同じく、政府よりも民間の経営能力を高く評価した。その《理屈》はあまりに素朴だが、「速記録抜粋」によると、発言の間に（拍手）を受けており、他の株主から支持を集めたと推察される。以下にその発言の一部を引用しておこう。

史料⁽⁸²⁾

政府がやられる丈のことは民間事業で出来るであらうと思ふ、統一が出来ないと言ひますが、その統一は話合で出来るやうに思ふ、国家といふものは人間がやる、仏さまなら高い所で手が届きませぬけれども、日本の国民は互ひに話合が出来る、斯ういふやうな

非常時は如何でありませうか、私はさういふむつかしい案を出さないうで、国家も会社も同じ人間がやるのであるから、話合をして斯うしてやらうとおだやかにして、政府が補助をやるから、一生命にやれといへば私は仕事は挙がると思ふのであります

電力統制も民間企業の《話合い》で実現可能との見解である。その根拠は「同じ人間」だからという素朴なものにすぎない。しかし、たとえば、「それ（民間でできること）引用者」を国家が統一しなければ仕事は挙らない、国家といふものを非常に人民より高い所の位置にあるやうにしては仕事は出来ないと政府批判は他の株主の共感（拍手）を誘ったのである。⁽⁸³⁾

(四) 株主協議会の決議

柴田永三郎と大谷嘉十郎以外にも、吉田音松や木村準治、和泉栄など発言した株主は存在する。しかし、それらは電力国家管理関連法案に対して、具体的な批判を加えるような内容ではなく、林安繁の解説を一部借用して反対の意を唱えただけであった。

たとえば、吉田は、株主の立場からいえば、「この株が将来に於て値が騰る、配当がよくなる、これさへあれば何でも賛成する」が、これまでの議論から明らかなおと、株価上昇も高配当も期待できない。したがって、当然のことながら賛成できない。そして、「国民としてもまたこの案には賛成の時期ではない（拍手）国民としてこの案を採らない」ことは「断言」したいと力説する。⁽⁸⁴⁾この引用中にも（拍手）という記載があつて、他の株主から支持された様子をうかがえる。ただ、国民として賛成でき

ない理由は詳らかにされていない。

吉田が発言の最後に、「株主の総意」として、「反対の決議文」を作成し、林にはそれに基づき「一層の奮闘努力」をして政府案に反対することを期待したい、そして株主には「何卒満場の諸君御賛成を願ひたい」と述べたことで、株主協議会は収束に向かった。『速記録抜粋』は、この一言の間に（拍手）が二回も挿入しているから、それも不思議ではない。

続いて、柴田が「決議案」の作成を担う委員の選出を促すと、木村はそれに賛同し、議長一任を提案した⁽⁸⁵⁾。これを受けて林は、吉田、大谷、柴田の三名に起草委員を選び、「別室でなるべく急速に要領よく」作成することを求めた⁽⁸⁶⁾。

「決議文」を作成する間、林が質問ないし意見の表明を許したため、和泉は、「諸君は革新々々といって革新であれば何でもやると鵜呑みにするのはいけない、革新必ずしも是ではない、革新にも悪いことがある、現にこの案の如きものは悪いといふことを我々株主が認めてをる場合、世間の学者、政治家、或は金融に携っている人が認めてをる、我々は一緒になって出来得るだけこの案を潰してしまふといふことを……」と『演説』をぶって、（拍手）を浴びている。質疑応答中の（拍手）の多さに会場のある種の熱気を感じることが出来る。

どのくらいの時間が経過したかは定かでないが、和泉の発言を遮る形で、林は決議文を朗読し始めた。全文は別紙資料として収録しておいたが、そのポイントは次のようにまとめられる。

第一に、宇治川電気に投資した理由として、電力業の「企業形態の妥当適正」と「安全確実」な資産運用を期待できること、それが「生活の安定」にとどまらず、「報国の赤誠」を尽すことにもつながる点を強調し

た。第二に、宇治川電気が他の電力企業とともに産業発展を促し、軍需産業向けの電力供給にも支障を来していないことに言及した。そして第三に、電力国家管理関連法案の議会提出によって、電力株だけが「異常なる暴落」に見舞われ、株主の生活を脅かしていることを「遺憾」としつつ、電力企業の株主の数とその投資額を数値をもって示したうえで、この案が「国民の企業心」を委縮させて、「生産力の拡充に悪影響」を与える危険性を訴えた。

以上を内容とする決議の冒頭に「絶対反対」の言葉を掲げたことはいうまでもないだろう。

朗読を終えた林に対し、柿花啓正と柴田は、この決議文を貴族院と衆議院（の議員と委員）、近衛文麿内閣総理大臣をはじめ、永井柳太郎通信大臣、杉山元陸軍大臣、米内光政海軍大臣に発送ないし伝送することを求めた。林はこうした要請に「承知を致しました、私も大体さういふ考を有つてをります」「承知してをります、適当に取計ひます」と応じ、株主の（拍手）を受けた。午前一〇時四五分に始まった株主協議会は、議長である林と株主による政府案に対する批判一色といつてよい対話を重ねて、午後一時に閉会となった⁽⁸⁸⁾。

六 第二次電力国家管理と株主

資料的な制約により、宇治川電気の株主の意見は前節の株主協議会以降、一九四二年一月二五日開催の臨時株主総会まで聞くことができない。

本節では、この間の電力国家管理の推移と宇治川電気の動向を必要範囲に限って概観したうえで、株主総会を分析することにした。

(二) 電力国家管理の新たな展開と宇治川電気——概観

配電統制の実施⁸⁹⁾

一九四〇年七月二日に二度目の組閣を行った近衛文磨は、通信大臣に大阪商船の社長を務めた村田省藏を起用した。電力需給問題の根本的解決のために国家管理体制の改善を重視する村田は就任後間もない八月七日、伊勢神宮へ参拝に向う車中談として日本発送電の経営再建、水力発電設備の集中的管理および発送配電一貫体制の強化に乗り出すことを明らかにした。同月一四日の『東京日日新聞』は、村田が電力管理の最大の欠陥を埋めるために配電管理を実行する肚を固め、通信省内でプランの策定を進めていることを報じた。

他方で、村田通信大臣は一九四〇年八月三十一日、「政府の配電管理への意志表示に対応」し、電気協会会長の田辺隆二（京都電灯副社長）の呼びかけにも応じるため、業界の意向聴取を目的に「現下の電力問題の解決のために」官民懇談会を開いた。そこで要望されたブロック別に配電管理を行う統制案を踏まえて、九月九日、山田竜雄通信次官から電気協会会長宛に通牒「新体制の確立に関する件」、田村謙治郎電気庁長官からはその趣旨を敷衍した同じタイトルの通牒が電気協会宛に出された。そして同月二七日、①発送電管理の強化と②配電管理の実施を「二大柱」とする「電力国策要綱」が閣議決定された。

①の内容は、発送電管理の強化を期するべく、既存の水力発電所など主要電力設備を日本発送電に帰属させるとともに、「新規水力資源を一層徹底的合理的に開発する」方策を講じること、②は、配電管理を目的に全国をいくつかの地区に分け、各地区間の全配電事業を統合して、新たに「特殊の会社」を設立し、当該企業に配電業務を担わせるとともに、

発送電事業と配電事業の緊密な連系を図ること、が定められた。

通信省はこの要綱に基づき、配電管理法案、配電株式会社法案、日本発送電株式会社法中改正法律案など五法案を準備した。しかし、一九四一年一月二二日の衆議院本会議が「戦時体制強化に関する決議」を行い、これを受けて政府が審議の長引く法案の提出を見合わせる方針を採ったため、日本発送電株式会社法中改正法律案以外の四法案は撤回された。そして、第二次電力国家管理はこれらの法案に代わって、国家総動員法の改正を通じて実施することになった。同法改正案は二月一日に衆議院本会議に上程された後、二一日に貴族院を通過して成立（三月二〇日施行）した。

発送電管理の強化を狙った電力管理法施行令の改正が勅令第四八五号として一九四一年四月二二日に交付（二五日施行）される一方、配電事業の統合を企図する配電統制令は勅令八三二号として八月三〇日に交付された。翌九月六日、後者の勅令に基づき、全国の電気事業者に対して配電会社設立命令が出されて、一九四二年四月一日、地域別の九配電会社が設立されたのである。

関西配電株式会社の設立

配電統制令第二条の規定に基づく設立命令書は一九四一年九月六日付で各地区の電気事業者に交付された。関西地区では、関西配電株式会社設立命令書（電第一三八九号）として一四の電気事業者に交付され、宇治川電気は南海水力電気とともに包括出資の指定会社に命じられた。⁹⁰⁾

配電統制令は第六条で「設立委員は、左の事項を記載したる書面をつくり受命者の承認を受けることを要す」と定め、「左の事項」には第一項

の配電株式会社の称号、資本の総額、一株の金額及び本社の所在地、第二項の配電株式会社となるべき株式会社の称号、第三項の配電株式会社の発行すべき株式の種類、個数及び払込金額並びに指定会社の株主に對する株式の割当に関する事項、第四項の指定会社の株主に支払いを為すべき金額を定めたときはその規定など九項目にわたった。

第六条にある「設立委員」は第五条で、受命者により選任されて通信大臣の認可を受け、「配電株式会社の設立に関する事務」の「処理」を担った。他方、「受命者」は、通信大臣に配電株式会社の設立を命じられた電気供給事業者を指す（第五条）。

関西地区の電気事業者は設立命令書の発せられる前の八月下旬、遠藤俊一大阪通信局長の幹旋の下に設立準備委員会と補助委員会を設置して、設立委員会の構成、統合財産の評価方法などの検討を進めた。そして九月二二日、「受命者」の代表から成る設立委員会が第一回会合を開き、大阪市長の坂間棟治を委員長に推挙して本格的に動き出した。第1表に「受命者」と設立委員会のメンバーを掲げておく。

この表に示すとおり、関西地区の「受命者」の業態は公営、電鉄企業、電力企業といった具合に多様であったため、財産評価方法は複雑化せざるをえなかった。そこで、設立委員会は評価基準、資産と負債の決済方法、承継する社債など有価証券の評価方法、未開発水利権の価格算定方法といった点につき、専門委員会（委員長は京都電灯の石川芳次郎副社長）とともに慎重に検討を加えて、七億六〇九五万円という統合財産の評価総額を算出した（第2表）。しかし、電力評価審査委員会は、各地区間の評価の公平性を保持し、新設会社の資産内容の健全性を確保し、かつ開業後の七分配当を実現するために、この評価額を一億三九四九万円

第1表 関西配電株式会社設立受命事業者および設立委員会メンバー

単位：千円

事業者名	一般供給区域	電力供給区域	払込資本金	固定資産	内配電事業	代表者	設立委員会
日本発送電	長野県／愛知県／岐阜県／大阪府	大阪府	664,315	1,093,125	13,949	池尾芳蔵	●
京都電灯	京都府／兵庫県／滋賀県		63,200	82,418	67,071	田辺隆二	○
南海鉄道	大阪府／奈良県／和歌山県		64,000	16,162	16,162	寺田甚吉	○
阪神急行電鉄	大阪府／兵庫県／京都府	大阪府／兵庫県	55,000	14,831	14,831	佐藤博夫	○
京阪電気鉄道	大阪府／京都府		64,576	14,214	14,214	有田邦敬	○
関西急行電鉄	大阪府／奈良県		98,410	8,424	8,424	種田虎雄	○
宇治川電気	滋賀県／奈良県／三重県／岐阜県／和歌山県	大阪府／兵庫県	146,250	207,726	142,608	堀 新	○
日本電力	鳥取県	大阪府／兵庫県／京都府／滋賀県	168,450	168,221	17,031	高津啓一	○
阪神電気鉄道	兵庫県／大阪府		61,750	20,844	20,844	今西与三郎	○
南海水力電気	和歌山県		3,500	4,204	4,204	上山一郎兵衛	
東邦電力	滋賀県／京都府／奈良県／和歌山県／兵庫県				32,304	竹岡陽一	●
京都市	京都市			23,547	23,547	加賀谷朝三	●
大阪市	大阪市			113,296	107,668	坂間棟治	◎●
神戸市	神戸市			34,948	34,948	勝田銀次郎	●
計			1,389,451	1,801,960	517,805		

注) 1. 数値は1941年上期末（公営事業は1941年3月末）のものである。
 2. 固定資産は電気供給事業のみの数値であり、「配電事業」欄は配電株式会社に統合される設備の金額で内数である。
 3. 斜め字は2地区以上に供給するケースで、主たる地域の固定資産のみを示す。
 4. 府および県はその一部を供給区域とするケースを含む。
 5. 「設立委員会」欄の○は委員、◎は委員長を意味する。
 6. 「設立委員会」欄の●は代表者とは異なる人物が委員になったことを意味する。具体的には、日本発送電は加藤保一大阪支店長、大阪市は木津谷栄三郎電気局長、神戸市は杉野繁電気局長、京都市は森義信電気局長、東邦電力は清水収吉である。
 資料) 人見編（1953）15-17頁より作成。

第2表 財産評価額の集計

事業者名	(a)	1号評価				2号評価				複合評価			
		千円	千円	建設費		千円	収支			千円	評価割合		
				(b)	(c)		千円	千円	千円		%	(d)	(e)
				千円	%								
大阪市	99,390	85,920	99,390	13.6	262,688	35,914	16,877	19.1	203,766	205	205		
神戸市	29,020	25,694	29,020	11.5	105,899	18,566	11,399	26.8	79,164	273	273		
京都市	17,438	13,960	17,438	20.0	43,106	5,367	2,336	17.8	33,390	191	191		
小計	145,848	125,574	145,848	13.9	411,693	59,847	30,612	20.4	316,320	217	217		
阪神電気鉄道	18,199	15,826	19,437	18.6	47,182	8,506	5,185	17.1	36,730	189	202		
阪神急行電鉄	11,890	9,565	11,944	19.9	31,868	6,014	3,704	18.7	24,434	205	205		
京阪電気鉄道	13,373	11,831	15,447	23.4	44,308	6,759	3,832	21.2	33,483	217	250		
関西急行電鉄	6,274	5,256	6,546	19.7	22,039	3,261	1,719	23.6	16,444	251	262		
南海鉄道	12,649	11,141	13,672	18.5	32,458	7,384	4,975	17.0	25,352	185	200		
小計	62,385	53,619	67,046	20.0	177,855	31,924	19,415	18.9	136,443	204	219		
日本発送電	14,006	10,014	13,360	25.1	25,061	6,630	4,884	13.1	26,945	150	143		
宇治川電気	138,063	117,299	160,661	27.0	137,555	51,076	37,774	6.0	130,803	81	956		
日本電力	18,350	17,244	22,350	22.9	32,737	56,974	39,499	10.3	27,573	123	150		
京都電灯	64,237	55,483	75,612	26.6	94,427	21,782	14,542	8.7	81,445	108	127		
東邦電力	32,291	25,814	34,876	26.0	39,925	11,419	8,291	8.0	35,222	101	109		
南海水力電気	4,188	4,294	5,672	24.3	7,151	1,277	778	8.8	6,199	109	148		
小計	271,135	230,148	312,531	26.4	336,856	149,158	105,768	8.1	308,187	96	111		
合計	479,368	409,341	525,425	22.1	926,404	240,929	155,795	11.5	760,950	144	157		

注) 1. (a) は基準年度末出資設備帳簿価額、(b) は基準年度末出資設備建設費、(c) は償却率、(d) 対建設費、(e) は対帳簿価格、である。

資料) 人見編 (1953) 20頁より作成。

も圧縮した。

この評価額の圧縮をめぐって、第六回設立委員会は紛糾し、有田喜一大阪通信局長と設立委員の間で激しいやり取りがなされた結果、圧縮額の各社の配分については通信当局に一任することとなった。設立委員会は一九四一年二月一三日配電統制令第六条の書面を作成し、翌年一月四日と一五日に同書面に対する「受命者」の承認を受けた。これが次項で検討する臨時株主総会の承認である。

その後のプロセスは一九四二年一月一七日に通信大臣による書面の認可、同月二三日に定款の認可、さらに株式の一般公募とその割当、現物出資の給付を経て、三月二七日に創立総会が開かれた。その場で創立に関する事項報告の件、定款承認の件、役員選任の件、商法第一八四条に定めた事項の調査報告の件、役員報酬の件すべてを原案どおりに可決した。そして、社長以下役員への認可を通信大臣から受けると同時に、四月一日をもって設立登記と譲受財産の引継を完了し、関西配電は設立された。それは、宇治川電気の解散を意味したのである。⁽⁹²⁾

(二) 最後の株主総会

宇治川電気は一九四二年一月一日、最後の株主総会を臨時に開催した。その冒頭で、林安繁議長は「相当の長い間に亘りますこの会社の歴史もこれで最終と相成るのであります、(中略) 永年お世話になりました私どもに取りましては、まことに感慨に堪へぬ次第であります」と口惜しさを滲ませつつ、第一号議案「関西配電株式会社設立に関し配電統制令第六条第一項の書面の承認を求むる件」の説明を始めた。

予め断っておけば、この総会の「議事録摘要」に株主の発言はほとん

ど残されていない。それは、もはや経営側に関心を要求することの意義を失ったからなのか、それとも、株主の発言を「議事録摘要」に収めなかったためなのか。実際のところは判然としない。何れにしても、本総会はその多くの時間を林の解説に費やしたのである。

第一号議案は前項で触れた書面の承認を求める内容であった。林は電力国家管理の展開を跡づけ、第二次国家管理の実施にともなう関西配電の設立と宇治川電気の今後、「本会社の株主各位は直ちに新会社の株主にな」ることに触れたうえで、配電統制令第六条第一項の「書面に対して本日の総会で御承認を願ひますれば、設立委員の方に決議のあったことを報告し、設立委員は各事業者の分を纏めて通信大臣の許可を得ることになって来る」と議案の趣旨を説明した。そして、当該議案はすでに通信当局で方針が固まっており、「これを動かすことは出来ないものとお考へを願はなければならない」と議論の余地がきわめて限られていることを告げた⁹⁴。

この点を前提にして、林は株主の金銭的利益に関わる「重要な問題」として株式の割当方法をあげた。具体的には、宇治川電気の正味資産一億一五二万一〇〇〇円に対して関西配電株式を割り当て、割当不可能な端株には別途現金を交付することになっていた。その交換比率は、宇治川電気の旧株一株に対して関西配電の額面五〇円全額払込株式、前者の二五円払込済新株一株に対しては後者の同じく二五円払込済株式をもとに〇・七六の比率で割り当てるとした。つまり、旧株は三八円一二銭、新株は一九円六銭に端株に対する現金給付それぞれ一二銭と六銭を加えた金額となる。その結果、先述の正味資産一億一五二万一〇〇〇円に対して株金総額は一億四六二五万円になり、差引き約三四七四万円の「欠

損」を生じるわけである。

林は、この「欠損」を株主に負担させることを「甚だ遺憾至極」あるいは「誠に恐縮至極」と述べたあとで、その要因を①日本発送電への強制出資にともなう欠損、②関西配電への強制出資にともなう欠損、③「傍系会社」に関連した損失の三つに区分し、とくに③について詳しい説明を加えた。

宇治川電気は、「産業持株会社」⁹⁵である宇治電証券を通じて、山陽電気鉄道とその子会社の神姫自動車、近江鉄道、大阪電気鋳業所など「傍系会社」に対する投資を行っていた。林は、これらの「傍系会社」は「幸にして今日何れも相当の成績を挙げてい」たものの、通信省からは関西配電に引き継がない旨を告げられ、また、事業経営の点でも宇治電証券から切り離れた方が「得策」と判断した。そして、山陽電気鉄道に譲渡する際に、最近の株価の下落を反映して宇治電証券の所有株式の資産価値を二五〇万円切り下げたことに加え、資本金二五〇万円の宇治電証券本体も鉄道省の意見に従って五〇万円ディスカウントして二〇〇万円で売却した。その結果、計三〇〇万円の損失が発生したと説明した⁹⁷。

さらに、上述したとおり、設立委員会の算出した評価額を電力評価審査委員会が圧縮したことも触れて、これも「欠損」に含まれると付け加えた。

このような金銭的な負担を株主に求める事情について、林は「結果に於て甚だ不満足な点」が多く、当初の予想どおりにはならなかったけれども、通信省との折衝や設立委員会での議論など自分を含む経営陣は「非常な努力を払」ったと釈明した。そして、株主の「御不満の点は万々承知」しているが、「一面に於て止むを得ない点もあること」を理解しても

らい、本議案を承認していただいて設立委員に速やかに報告できるようにしたいと述べて発言を終えた。⁽⁹⁶⁾

以上の解説を受けて、株主から出された質問は①「新会社の配当七分といふのは多分出来る見込ですか」、②「一九四一年十月から四二年三月三十一日までの配当金は四分以上になると考えているか」、③「百株について七拾六株に当るのですか」（いずれも石川治郎吉）、④「名義書換はいつまでですか」（北野毎太郎）といった細かな点にとどまった。

これらの質問に対し、林は①に「十分出来ると思へます」、②に「少し端数が出るだらうと思ひます。これは実際に計算しませんと判りません」、③に「さうです」、そして、④には「今日迄名義書換を停止し明日から書換を開始しますが、更に二月一日から名義書換を停止することになつて居ります」といった具合に①を除いて、それぞれ簡潔に応じた。⁽⁹⁷⁾

解散を目前に控えたこの時点における株主の利害は、河本亘の左記の発言が端的に表すように思われる。

史料 8⁽⁹⁸⁾

只今議長より詳細に御説明を願ひ、我々は諒承することを得たのであります。本案は既に法令を以て決定した事項でありますので、私どもこの際申上げたいこともございませすけれども差控へることが即ち国策に副ふものと考へまして全部御承認を申上げたいと存じます。

この発言を受けて、林は異議の確認を行ったが、第一号議案は「異議なし」と呼ぶ者あり」という雰囲気の中、多くの株主の支持を得て

「全会一致」で可決したのである。⁽⁹⁹⁾

七 結語

宇治川電気の最後の株主総会では、第二号議案として「取締役及監査役に対し退職金支出の件」も審議された。この議案に関しては、林安繁が会社経理統制令で認められた範囲内での支出の承認を求めたのに対し、株主（和泉栄）は「永年の間お骨折願つたのだから、殊に最近に於て非常な御尽力を願つたのでありますから、出来得るだけの御礼を申上げたいと思ふ」と述べながらも、株主の受け取る対価は「あんな工合ですから然るべくお願い致します」と釘を刺すことを忘れなかった。しかし、和泉以外の発言は確認できず、「議事録摘要」によれば、「異議なし」と呼ぶ者あり」として決議された。⁽¹⁰⁰⁾ただし、本総会はここで幕を閉じなかった。林による最後の挨拶が続いたからである。

彼はその挨拶に宇治川電気の創業から宇治発電所の建設、近江水電や大和電気、熊野電気の合併、供給区域の拡大、外債発行など歴史を刻んだうえで、「たゞ最後に及んで株主各位に十分御満足を与へることが出来なかつたこと」につき「責任者として私の最も遺憾とするところ」と口惜しさを滲ませた。そして、株主に対し、今後は関西配電の株主となつて「国策に副うて工業用並に照明、また保安上の関係から必要な電灯や電力、これらの事業に対しまして更に一層の御尽力と御協力をこの機会に於てお願い申上げ」とともに、「幾重にも本日の結果に対しては私からお詫び申し上げます」と重ねて陳謝してから、閉会を告げたのである。⁽¹⁰¹⁾

以上、宇治川電気を取り上げて、電力国家管理に対する株主の利害と

その主張、それに対する経営者・林安繁の応答を検討してきた。最後に、分析結果をまとめることで結びに代えたい。

第一に、林は、電力国営および電力国家管理に対し、一貫して反対姿勢を示し続けた。注目したいのは、その際に株主利害に配慮するような論理を用いたことである。それは、株主懇談会や株主協議会といった場に限ったわけではない。

たとえば、一九三六年八月発行の『何故に電力国営を必要とするか?』所収の「再び電気国営問題に就て」では、電力国営論の発表にもなう株式市場の混乱に言及し、具体的な数値を用いながら、株価の下落によって「国民」が巨額の損失を蒙ったことを強調していた。同様に、一九三七年一二月発行の『電力国家管理案!! 財界にどう響く?』においても、発送配電一貫経営の合理性の喪失を招く配電統合は、すべての電力株を暴落させて株式市場に大きな打撃を与えること、それは直接的に電力企業の株主の家庭生活を脅かすこと、電力株という非常時下の確実かつ有利な投資対象を失うことで株式市場にダメージを与えることを訴えていた。

第二に、株主も電力国営および電力国家管理に対して明確な反対姿勢を示した。その発言内容は、政府の配当保証に対する懸念であったり、株式を買い上げる資金の調達可能性に対する懸念であったり、現物出資後の宇治川電気のパフォーマンスに対する不安であったり、金銭的な利害に基づくものが目立った。それ自体は至極当然のことであろう。

ここで目を向けたいのは、自称「電気技術者」が、技術的な視点から送電系の技術上および保安上の問題点を指摘したことである。すなわち、送電系の広域化は、敵国の航空機の接触にともなう一部の送電線

の断線を大規模停電へと導く危険性を高めるかもしれない、軽率に進めるべきではないと批判した。もう一つ、国営よりも民営に信頼を置く株主の発言にも関心を払いたい。株主の一人は、日産の鮎川義介に産業開発を委ねた満州を例に出して、政府が産業振興に関する自らの能力の限界を認めたにもかかわらず、民有国営形態を志向する電力国家管理を推進めることを「矛盾」と批判していた。

自分たちの保有する株式の価値とその評価に直接関わる電力国営ないし電力国家管理に対して、株主が反対の立場をとることは合理的な行動である。そして、一部の文献はこの点に言及していた。しかし、その言葉を丁寧に取り扱うことで、株主が、単なる金銭的利益にとどまらず、政府の《能力》に対する懸念や電力業の合理的経営形態などに言及したことを浮き彫りにできたと考える。それは、戦時統制下の株主のあり方の一つの知見を与えたことにならないだろうか。

〈付記〉

本稿は二〇一八年度高崎経済大学競争的研究費による研究成果の一部である。

〔別紙資料〕

史料⁽⁶⁾

決議

宇治川電気株式会社株主協議会は今回帝国議会議に提出せられたる電力国家管理法案に絶対反対す

(理由) 吾等多年微財を電力事業に投資する所以のものは、一に斯業の堅実性と企業形態の妥当適正に信倚するが故にして、資金運用の安全確実なるを希ひ、以て生活の安定を図ると共に国運発展の線に沿ひ、該事業の拡張隆昌を期し、私に投資報国の赤誠を致さんとする微意に外ならず、即ち吾宇治川電気株式会社は創業以来三十年株主資金今や二億円其供給電力六十万「キロワット」に達し、其間他の同業者と共に斯業の発展を促進し来りたるが、現下非常時局に於ける軍需工業に対しても配電上多く支障ありしを聞かずして、而して吾国電力会社の株主たるや概して中産以下の階級に属し居れるは、所謂五大電力会社を通し二百株以上の株主か其の総株主数の約三「パーセント」に過ぎざる事実より、之を賭るも瞭かなるところにして、其の配当率も当会社の如きは現在僅かに年六分にして、創業以来高金利時代を通算するも尚漸く平均七分三厘弱過ぎず、然るに昭和十一年以来電力事業の民有国营案抬頭し、遂に這次電力国家管理法案が提出せらるるに及び、其の間他の一般産業株に比し独り電力株のみが異常なる暴落を来し為に、吾等株主の生活に著しき不安を醸成するに至れるは寔に遺憾とするところなり

今や帝国未曾有の難局に直面し、上下和衷協力奉公の誠を致すべきの秋、吾等是一片の私利私情に駆られ徒らに該法案を論議するものに非ず、一に其実施が吾等と立場を同じくする全国六十余万の電力株主をして、其の投資金額数十億円の資産の運用を誤り、其家族約三百万人の生

活を不安ならしめ、国民の企業心を萎縮衰退に導き、且一般生産力の拡充に悪影響を及すの惧ありて、延ては銃後の守を完ふする能はざるやを憂ふものにして、財界政界各方面の人士か該法案を支持するに躊躇する所以も亦実此に在りて存するものと思慮す、邦家の前途を思ふて深憂に堪へざるなり

昭和十三年二月五日

宇治川電気株式会社株主協議会

右起草す

起草委員 吉田音松／柴田永三郎／大谷嘉十郎

注

(1) たとえば、電気庁編(一九四二)、日本発送電株式会社解散記念事業委員会編(一九五四)、栗原編(一九六四)第二章、第三章、松島(一九七五)、松島(一九七六a)、松島(一九七六b)、通商産業省編(一九七九)電気事業編第三編、梅本(二〇〇〇)第一〇章、補論、中瀬(二〇〇五)第三章、第四章など。

(2) たとえば、橘川(一九九五)第六章第三節と橘川(二〇〇四)第三章第四節は「徹底的な電力民営論者であり、最後まで電力国家管理に反対しつづけた」松永安左エ門と、松永の部下で次第に「電力国营論に傾斜し」、東邦電力を退職したあとには内閣調査局や臨時電力調査会の専門委員となり、「中心的な電力国家管理推進論者として活躍した」出弟二郎の言動を比較分析することで、国家管理の成立要因を明らかにした。

また最近、老川(二〇一七)が、これまでほとんど取り上げられなかった小林一三の電力国家管理に関する見解を紹介したが、「生誕から亡くなるまでの八四年にわたる生涯を叙述」という書籍の目的のために、十分

な検討は加えられていない。なお、予め断っておけば、本稿は《株主との対話》という視点に限定しており、電力国営ないし電力国家管理に対する林のスタンスの全体像に迫るわけではない。たとえば、革新官僚・奥村喜和男の《思想》との比較については他日を期したいと思う。

(3) たとえば、本論文で取り上げる宇治川電気に関しては、業績の低迷に見舞われたことが指摘されている。

その理由としては、電力国家管理の実施によって卸売先を失ったこと、それに代替すべき日本発送電への電力供給は渇水にとまらさなかつたこと、日本発送電な減少によって想定したほどの収入をもたらさなかつたこと、日本発送電に対する責任供給量を下回った場合に支払うことを契約した割戻金が多額に上つたこと、「転廃業政策」の進展によって中小企業向けの小口電力供給も著しい減少に見舞われたこと、があげられている。また、同社の設立以降の供給体制の整備や販売状況、電力国家管理前の経営状態などにも言及がある(中瀬(一九九七))。

宇治川電気の事業展開については、『関西地方電気事業百年史』にもデータに基づく記載があり(関西地方電気事業百年史編纂委員会(一九八七)四五六一四五九頁)、東邦電力と中部電力、日本電力に関しては渡(一九九六)第五章、第六章が検討を加えている。

(4) たとえば、中部電力電気事業史編纂委員会編(一九九五)は松永安左エ門と長野電気社長の小坂順造の反対意見(三〇六一三二六頁)、北陸地方電気事業百年史編纂委員会編(一九九八)は「日本海電気社長の山田昌作の一貫した対応と精力的な活動」(三二八一三三二、三二六一三三三頁)、東京電力株式会社(二〇〇二)は、郷誠之助と小林一三の反対論(五二四一五二六頁)、九州電力株式会社編(二〇〇七)は松永や九州電力社長の木村平右衛門の見解(三三八一三三九頁)にそれぞれ紙幅を割いている。

(5) こうした東京電灯の株主のあり方は「日本電力や宇治川電気の株主が反

対決議を行って、反対運動を展開した経営者たちを積極的に支援しようとしたのとは、やや状況を異にしていたといわねばならない」と評価される(東京電力株式会社(二〇〇二)五二七―五二八頁)。

(6) この他にも、日本電力が一九三六年八月二〇日、「臨時株主総会後の株主懇談会で『社長池尾芳蔵氏の意見に聴き、同氏を支持して、電力民有国営案に絶対反対する旨を決議した』ことにも触れている。なお、その際に用いられた資料は大阪夕刊新聞社編(一九三六)である(関西地方電気事業百年史編纂委員会(一九八七)四一―四二頁)。

(7) 本稿では、史料や文献の引用にあたって、旧字体を新字体に改めるとともに、適宜句読点を付した。なお、とくに断りのない限り、傍点は引用者によるものである。

(8) 橘川(一九九五)三五九、三六一、三六五頁。

(9) 関西地方電気事業百年史編纂委員会(一九八七)四二―四三頁。

(10) 『何故電力国営を必要とするか?』は全部で四部から成り、第一部は「電力国営案の経緯」、第二部は「電力国営案を排撃す」(萩原吉壽述)、第三部は「統制経済と電力国営案」(小島精一述)となっている。

(11) この「政府筋の某氏」は特定できなかつた(林(一九三六a)八一―八三頁)。

(12) シヤハトは、「ナチス電力政策の理論と実際」の中で、電気事業の形態に関して次のような議論を展開したとされる。すなわち、「われわれの目的は電気事業の経営を市町村の手に委ねる事ではない。経営の形式が重要でなく、如何にして国民国家の為に可及的最大の利用を電気事業から作り出し得るかが重要である」。「私有財産と私営事業とを排除し去らんとする机上、空論的な根本思想は、動力事業の労役に於ても、また他の生産部門に於ても共に誤謬であつた」と(林(一九三六a)八四―八七頁)。

(13) 林(一九三六a)八八―八九頁。

(14) 林(一九三六b)。なお、この論文で使う新聞記事は、神戸大学経済経営研究所が作成し、神戸大学図書館デジタルアーカイブから閲覧可能な新聞記事文庫を利用した。

(15) 「財界の巨頭連態度決定に苦慮 成行監視を申合す 電力問題の去就」『大阪朝日新聞』一九三六年九月一日付。

(16) 宇治川電気株式会社『電力国営問題に関する株主懇談会速記録』一九三六年一〇月二四日、一―二頁。

(17) 電気序編(一九四二)五六、六〇頁。

(18) 『株主懇談会速記録』三一五頁。

(19) 『株主懇談会速記録』六頁。

(20) 柴田は一九一六年四月二四日開催の「談話会」、同年九月一七日開催の臨時株主総会、一九一八年一〇月二四日と一九一九年一〇月二四日に開催された定時株主総会でも発言していた(宇治川電気株式会社『談話会速記録』一九一六年四月二四日、宇治川電気株式会社『臨時株主総会議事録』一九一六年九月一七日、宇治川電気株式会社『第二十四回定時株主総会議事録』一九一八年一〇月二四日、宇治川電気株式会社『第二十六回定時株主総会議事録』一九一九年一〇月二四日(京都府立京都学・歴史館所蔵)。
したがって、途中で売却した後で再び購入した可能性は否定できないものの、長期間にわたって宇治川電気に投資し、かつ積極的に「発言」した株主であった。

(21) 大阪夕刊新聞社編(一九三六)四二頁。

(22) 柴田は同時に、「私共は曩にも申した如く、多年此為に重役は勿論社員、従業員諸君が身を抛つて努力をされたのであります、それを今度人事に關係して何事も言及して居らぬのであります、是はどうするのでありますか」と述べて、新会社の人事のあり方にも懸念を示した。

(23) 『株主懇談会速記録』七一―一〇頁。

(24) 『株主懇談会速記録』二二―二三頁。

(25) 名和はこの他に『パンフレット』のような資料の事前の配布を要求した。こうした資料は非常に参考になるが、当日の配布だと株主総会の終了後に読むことになり、その内容に関する質問ないし意見の表明は次の総会を待たなければならない。彼は「斯う云ふことでは甚だ此御好意が或は無くなりはしないか」と述べ、総会に先立って受け取って「予備知識」を得ることができれば「非常に幸ひだ」と発言した(『株主懇談会速記録』一〇―一頁)。

(26) 『株主懇談会速記録』一四―一五頁。

(27) 『株主懇談会速記録』一五―一六頁。第二次低金利政策の実施にともない、一九三六年前半の「起債市場は非常な活況」を呈したが、後半に入ると生産力拡充政策が明確化したため、「金融は逼迫し、起債も低調になった」という(公社債引受協会編(一九八〇)一〇―一〇二頁)。

(28) この点に関して、「郷は一九二八年一〇月に五大電力首脳会議を主催し、持論の五大電力大合同を提唱した」が、一九三二年一月には実現の困難さから「事実上断念し」たとされる(橘川(一九九五)三六一頁)。

(29) 『大阪毎日新聞』一九三六年一〇月一四日付は「民有国営」の代りに五大電力の合併」という見出しを付けて、郷が東京商工会議所本部で政府の「電力国家管理要綱」に対し、軍部は国防の点から豊富な電力供給を要望しており、その際、「民有国営案」でもコスト高になるのはやむを得ないと話したとしている。と同時に、「コスト高を認めるなら現在の五大電力を合併することによつて、軍部の要求は十分満たし得るものと確信する」と発言したと報じていた。仮に、株主がこの報道に接していたとすれば、五大電力合併私案を郷の有力な代案と認識しても誤りとはいえないだろう。

(30) 『株主懇談会速記録』二二―二四頁。

(31) 改正電気事業法については、電力政策研究会編(一九六五)第四章第一

款（電気事業法の大改正、栗原編（一九六四）第三編第一章第二節（国家的統制）、梅本（二〇〇〇）第七章、嶋（二〇一一）などを参照。

(32) 林（一九三六b）。

(33) その理由は、「民間の力が是だけ出来て来た場合に於ては国营事業は漸次民営に移さなければならぬ時代であるのにそれにも拘らず国営で益々やって行く」点にあったようである。

(34) 林は和泉の意見に理解を示し、「株主各位の利益を代表して居るものとして」、「出来るだけ努力をする積り」「最善の尽力を致す」と応じた（『株主懇談会速記録』一七一―一八頁）。

(35) 「机上論」批判は、「電気従業員連盟の講演会」において、「津村博士」が五大電力の合併効果とされる三〇〇〇万円の算出根拠につき説明を求めたところ、通信省は「人の背丈位の高さに積み上げられた書類を示して、之れを調査した結果割出した値である」と答えたというエピソードに基づいて展開された。

(36) 『株主懇談会速記録』一九二二頁。大阪市は一九三五年時点で、大同電力（常時七万四〇〇〇kW、最大九万四〇〇〇kW）、日本電力（常時一万一〇〇〇kW、最大二万二〇〇〇kW）、および宇治川電気（夜間二万九〇〇〇kW、昼間一万一〇〇〇kW）から受電していた（関西地方電気事業百年史編纂委員会編（一九八七）三八八頁）。

(37) 『株主懇談会速記録』二二二―二五頁。

(38) 通商産業省編（一九七九）一九八一―二二三頁。

(39) 電気庁編（一九四二）二三八一―二三九頁。

(40) 林（一九三七a）一―五頁。

(41) 林（一九三七a）六一―七頁。

(42) 管見の限り、帝国燃料興業（帝燃）の株式募集が難航したことを裏づける資料を確認できない。同社の株式総数二〇〇万株のうち一〇〇万株は政

府が引き受け、残りの一〇〇万株のうち八〇万株は財閥持株会社とその傘下企業を含む民間企業が引き受け、公募は二〇万株に過ぎなかった。民間の引き受ける帝燃株式は第二営業年度まで年四分分配当、それ以降は年六分利な投資対象であった」との評価もある（鈴木（一九八五）一一―一三頁）。

(43) 林（一九三七a）一〇―一二頁。

(44) 林（一九三七b）二頁。

(45) 宇治川電気の外債発行に関しては、林（一九四二）一七四―一八四頁を参照。

(46) 実際の記事によれば、通信当局が外債問題に関して、①「工場財団から発送電の一部をぬきとつても、その場合は所有権が特殊会社に移るだけで、抵当権は依然として旧工場財団に残っているのであるから本来ならば政府保証の必要さえない」、②「工場財団の担保移動は国が法律で行うのであるから債権者の承諾を要しないともいえる」、③「しかもその担保物件については特殊会社に保証せしめるほかに、政府が保証するのであるから問題はない」、④「外債処理に関する財界への影響については、すでに興銀とも話合っており諒解はできている」と説明したとされる（『電力国策管理案につき外債問題台頭』『大阪毎日新聞』一九三七年二月一日付）。このうち林は②を取り上げたことになる。

(47) 林（一九三七b）四―一三頁。

(48) 林（一九三七a）一一―一六頁。

(49) 一九三八年一月一六日に大阪商工会議所は「電力国家管理ニ関スル決議」をもって政府に法案の撤回を求めたが、この時点で法案の議会提出は決定していた。したがって、これ以降の反対運動は専ら議会対策に焦点を合わせることになった。そして、池尾会長の率いる電気協会が「総動員」で貴衆両院議員に働きかけた結果、「両院に於ける未曾有の痛烈なる質問戦とな

り、遂に会期延長をさへ見るに至った」とされる（電気庁編（一九四二）二三八―二三九頁）。

(50) 宇治川電気株式会社「電力国家管理問題に関する株主協議会速記録抜粋」一九三八年二月五日、一一二頁。

(51) 柿花は、大日本紡績の第一〇五回定時株主総会（一九四三年六月二三日開催）でも発言しており、活発な株主であった（加藤（二〇一〇））。

(52) 柴田は「株主が寄つて協議会を開くのであれば、株主の方で座長をやるのが当然であらうと思ひます、併し本日は会社の方が協議会を開かれたのでありますから、（中略）座長は矢張り社長がやつて戴くのが宜いと思ひます」と発言した。

(53) 他の株主については、「賛成々々」と呼ぶ者ありあるいは「賛成々々」「意義なし」と呼ぶ者あり」と記録されている（『株主協議会速記録抜粋』二―三頁）。

(54) 『株主協議会速記録抜粋』四―五頁。

(55) 林は「頼母木案」との明確な変更点として、水力発電設備を対象から外すのは、ただ「非常に手数が掛る」からであり、また、財政負担が大きいからにはかならないと述べた（『株主協議会速記録抜粋』五―六頁）。

(56) 『株主協議会速記録抜粋』六頁。

(57) 電気庁編（一九四二）二二五、二二七頁。

(58) 電気庁編（一九四二）二二七―二二八頁。

(59) 具体的には、買収日の建設費に六営業期間（一九〇二年度下期から一九〇五年度上期）の益金平均割合を乗じ、これに二〇を乗じて算出された（野田ほか編（一九八六）一一七頁）。

(60) 『株主協議会速記録抜粋』六―七頁。

(61) その際にも、「公債」を交付する「地方鉄道法」と「現金」を対価として支払う「土地収用法」を持ち出した。

(62) 『株主協議会速記録抜粋』六―七頁。

(63) 『株主協議会速記録抜粋』一四―一五頁。

(64) 林は株主協議会でこの条文を読み上げたわけではない。

(65) 実際の記述は、「公共利益の為に必要となるときは各個人人民の意向に反して其の私産を収用し以て応ぜしむ。（中略）蓋し公益収用処分の要件は其の私産に対し相当の補償を付するに在り」となっている（伊藤／宮沢（一九四〇）五八頁）。

(66) 『株主協議会速記録抜粋』八―九頁。林は一九三六年九月の段階で、同じく憲法第二七条を根拠として、「電力民有国営案」を「公法上の觀念から合理的とは考へられぬ」と批判していた（林（一九三六c））。

(67) この点に関連して、林は、逓信大臣の交替あるいは逓信省の人事異動によつて行政の連続性が確保されない点も不安視する。すなわち、永井逓信大臣が六分ないし七分の配当も可能と発言し、それが「速記録」に残されたとしても、退任してしまえば「責任」はなく、四分あるいは三分に下がっても「さういふ事があったかなあと云つて居ればそれでお終ひになつてしまふ」し、それは頻繁に転任する逓信官僚も同じである、と述べた。

また、四分の配当保証に関しても、欠損が生じた場合、四分に相当する保証をしても実際の配当は四分に満たないのではないかと批判した（『株主協議会速記録抜粋』九―一〇、一五―一六頁）。これは前節の「新設会社は必要な資金を調達できるのか」でも言及したポイントである。

(68) 『株主協議会速記録抜粋』一六―一七頁。

(69) 加えて、すでに担保となつている電力企業の資産を買い上げても、新たな資金調達の担保に設定することはできず、増資や社債発行は容易でないこと、土木工学および電気工学を専攻した技術者も不足しており、とくに経験者の確保は困難であること、つまり資金調達と人材確保に関しても疑義を挟んだ（『株主協議会速記録抜粋』一一―一三、一八―二二頁）。

(70) 『株主協議会速記録抜粹』一〇一―一三頁。この点はすでに前節の「電力業は一体・一貫経営をするべき」で「梯子」のたとえで論じられていた。

(71) 『株主協議会速記録抜粹』一八頁。

(72) 『株主協議会速記録抜粹』一三―一四頁。

(73) 林は無配に際して、ある株主が「自分は此の株の配当に依つて自分の俸を大学に出して居るのである、それをお前等は無配当にしたので洵に迷惑すると言つて御小言を頂戴し」たエピソードを紹介した(『株主協議会速記録抜粹』二四頁)。

(74) 『株主協議会速記録抜粹』二五頁。

(75) 『株主協議会速記録抜粹』三二頁。

(76) 具体例として、当該水力発電の許可を受ける際に、「県民と色々紛擾」したため、県道をつくり、地方に鉄道を敷いた関連企業を取り上げて、「これらは何ら収益を挙げてをるものではない、これらのものが取残される」のだから、利益を上げられるか不安であると述べた。

(77) 『株主協議会速記録抜粹』二六―二八頁。

(78) 『株主協議会速記録抜粹』三三頁。

(79) 『株主協議会速記録抜粹』二八―二九頁。

(80) 『株主協議会速記録抜粹』二九―三〇頁。

(81) 柴田は、「まだ私は申し上げたいことがあります、皆さんの御意見もありませうから時間を割愛致しました」と述べて他の株主に発言の機会を譲つた。『速記録抜粹』には、このあとに(拍手)とあるため、時間はおもかく、内容は支持を受けたようである(『株主協議会速記録抜粹』三一―三二頁)。

(82) 『株主協議会速記録抜粹』三五頁。

(83) 大谷はとくに質問があったわけではなく、林に向つては、「十分に検討に検討を加へて、神さまの仕事、仏さまの仕事といふことならば研究の余地

はありませんが、政府といひましても同じ国民のやる仕事、十分検討して見て如何にもこれならば間違ひのないといふところでやつて貰ひたい」という要望を述べただけであつた(『株主協議会速記録抜粹』三五―三六頁)。

(84) 『株主協議会速記録抜粹』三八頁。

(85) 木村は同時に、政府案が「低廉なる料金を以て供給するといふ羊頭を掲げて狗肉を売るところの政策」であり、「産業を破壊するものであつて国力の進展を阻害するものである」とこと、「事實は財産を取上げる」ものであることを案文に入れることを希望した(『株主協議会速記録抜粹』三九頁)。

(86) 『株主協議会速記録抜粹』三九―四〇頁。

(87) 『株主協議会速記録抜粹』四一頁。

(88) 『株主協議会速記録抜粹』四三―四四頁。

(89) 以下の記述は、関西地方電気事業百年史編纂委員会(一九八七)四一―四一六頁、通商産業省編(一九七九)二七六―二八五頁、日本発送電株式会社解散記念事業委員会編(一九五四)一三三―一四〇頁を参考にした。

(90) 設立命令書の第三条は、「関西配電株式会社ヲ為ルベキ株式会社ハ南海電力電気株式会社ト宇治川電気株式会社トス」と定めた。

(91) 『配電統制令全文公布施行』『日本工業新聞』一九四一年八月三〇日付。

(92) 人見編(一九五三)二二―二頁。

(93) 宇治川電気株式会社『臨時株主総会議事録摘要』一九四二年一月一日、一頁。

(94) 『臨時株主総会議事録摘要』二―四頁。

(95) ②に関しては、一九四〇年度という「最も不利益な時期」を基準に資産が評価されたために生じた損失と述べた。

(96) 『産業持株会社』の定義と実態に関しては、加藤(二〇〇八 a)、加藤(二〇〇八 b)を参照されたい。

(97) このほかに退職手当金約四〇〇万円を支給するために、追加した約一五

○万円の退職慰労積立金も欠損として計上された。

(98) 『臨時株主総会議事録摘要』五一―八頁。

(99) このあと、林はその理由として、関西配電の公称資本金五億六〇〇〇万円に対して純益金は「大分内輪に見積って」約四一〇〇万円に達し、仮に将来の増税や日本発送電による電気料金値上げなどを予想しても七分配当は十分に可能であるとした。さらに、関西配電の株式のうち大阪市、神戸市および京都市に分配される株式には「四分の後配株」が含まれる。この後配株は優先株の反対に、一般株主に七分配当を実施した後で、その残余から分配するのであり、それが四分配当とされている。つまり、後配株で四分配当ができるのだから、一般株主に対する七分配当は「益々確実」と説明した。

(100) 『臨時株主総会議事録摘要』八一―一〇頁。

(101) 『臨時株主総会議事録摘要』一〇頁。

(102) 『臨時株主総会議事録摘要』一〇頁。

(103) 『臨時株主総会議事録摘要』一〇―一二頁。

(104) 『臨時株主総会議事録摘要』一一―一八頁。

(105) 『株主協議会速記録抜粋』四二―四三頁。

〈参考文献〉

伊藤博文著／宮沢俊義校註（一九四〇）『憲法義解』岩波書店。

梅本哲世（二〇〇〇）『戦前日本資本主義と電力』八朔社。

老川慶喜（二〇一七）『小林一三——都市型第三次産業の先駆的創造者』PHP

研究所。

大阪夕刊新聞社編（一九三六）『電力民有国営問題』大阪夕刊新聞社。

加藤健太（二〇〇八a）『産業持株会社』の研究——王子証券のケース（一）

『高崎経済大学論集』第五〇巻第三・四号。

加藤健太（二〇〇八b）『産業持株会社』の研究——王子証券のケース（二）

『高崎経済大学論集』第五一卷第一号。

加藤健太（二〇一〇）『戦時経済下の大日本紡績——株式所有を対象にして（二）

『高崎経済大学論集』第五三巻第三号。

関西地方電気事業百年史編纂委員会（一九八七）『関西地方電気事業百年史』関

西地方電気事業百年史編纂委員会。

橋川武郎（一九九五）『日本電力業の発展と松永安左エ門』名古屋大学出版会。

橋川武郎（二〇〇四）『日本電力業発展のダイナミズム』名古屋大学出版会。

九州電力株式会社編（二〇〇七）『九州地方電気事業史』九州電力株式会社。

栗原東洋編（一九六四）『現代日本産業発達史』Ⅲ 電力』現代日本産業発達史

研究会。

公社債引受協会編（一九八〇）『日本公社債市場史』公社債引受協会。

野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編（一九八六）『日本の鉄道——成立

と展開』日本経済評論社。

嶋理人（二〇一三）『一九三一年改正電気事業法体制の特徴と変質——京成電気

軌道の東京電灯千葉区域譲受問題をめぐって』『歴史と経済』第二二七号。

鈴木茂（一九八五）『戦時下石炭液化工業政策と帝国燃料興業株式会社』『熊本

商大論集』第三一卷第一・二合併号。

中部電力電気事業史編纂委員会編（一九九五）『中部地方電気事業史（上巻）』

中部電力株式会社。

通商産業省編（一九七九）『商工政策史』第二四巻 電気・ガス事業』商工政策

史刊行会。

電気庁編（一九四二）『電力国家管理の顛末』日本発送電株式会社。

電力政策研究会編（一九六五）『電気事業法制史』電力新報社。

東京電力株式会社（二〇〇二）『関東の電気事業と東京電力——電気事業の創始

から東京電力五〇年への軌跡』東京電力株式会社。

中瀬哲史（一九九七）『電力国家管理期における電力会社の経営状況——宇治川電気株式会社について』『高知論叢（社会科学）』（高知大学）第五九号。

中瀬哲史（二〇〇五）『日本電気事業経営史』日本経済評論社。

日本発送電株式会社解散記念事業委員会編（一九五四）『日本発送電社史 総合編』日本発送電株式会社。

林安繁（一九三六 a）『再び電気国営問題に就て』電気経済研究所編『何故に電力国営を必要とするか？』電気経済研究所。

林安繁（一九三六 b）『電力国営論に就て（六）未確定案の発表は有害』『大阪毎日新聞』一九三六年七月八日付。

林安繁（一九三六 c）『変態的電力国営案を排す』『ダイヤモンド』一九三六年九月一日号。

林安繁（一九三七 a）『電力国家管理案!! 財界にどう響く?』東邦経済社出版部。

林安繁（一九三七 b）『再び電力国家管理案の批判』東邦経済社。

林安繁（一九四二）『宇治電之回顧』宇治電ビルディング。

人見牧太編（一九五三）『関西配電社史』関西配電株式会社清算事務所。

北陸地方電気事業百年史編纂委員会編（一九九八）『北陸地方電気事業百年史』北陸電力株式会社。

松島春海（一九七五）『日本発送電株式会社の形成過程——戦時電力統制と日本発送電株式会社法の成立』『社会科学論集』（埼玉大学）第三五号。

松島春海（一九七六 a）『産業統制の強化と戦時経済——『電力国家管理』への道程』『社会経済史学』第四一卷第六号。

松島春海（一九七六 b）『戦時経済体制の成立過程と産業政策——電力統制政策を中心として』安藤良雄編『日本経済政策史論（下巻）』東京大学出版会。

渡哲郎（一九九六）『戦前期のわが国電力独占体』晃洋書房。